

市立学校の適正配置について

教育総務課

1. 市立学校適正配置の考え方

学校規模の基準

○学校教育法施行規則において、標準的な学校規模は、下表の通り、定められている。

	学級数	児童生徒数 (学級数×35 人)
小学校	12～18 学級 (1 学年 2～3 学級)	420 人～630 人
中学校	12～18 学級 (1 学年 4～6 学級)	420 人～630 人
義務教育学校	18～27 学級 (1 学年 2～3 学級)	630 人～ 945 人

※ただし、地域の実態その他特別の事情があるときは、この限りではない。

- ・子どもたちの将来を見据えた良好な教育環境を確保するため、中学校区における小中学校の児童生徒数が 945 人程度であれば、適正配置の検討が必要
- ・1学年 1 クラスとなる単学級が発生する学校については配慮が必要

2. R12の児童生徒数が 945 人を下回る 又は、単学級が発生する中学校区

- 令和7年5月1日時点の児童生徒数等をベースに令和 12 年度の児童生徒数を推計。
 光明台中学校区では945 人を下回り単学級が発生。
 信太中学校区では945 人を下回らないが単学級が発生。

※学級数は括弧書き

校区	学校名	児童生徒 の増減数		標準的な学校 規模との比較
		R7	R12	
光明台 中学校区	光明台中	477 (14)	274 (9)	▲203
	光明台北小	350 (13)	304 (12)	▲46
	光明台南小	247 (10)	191 (7)	▲56
	校区計	1,074 (37)	769 (28)	▲305
信太 中学校区	信太中	438 (13)	379 (12)	▲59
	信太小	422 (12)	510 (16)	88
	鶴山台北小	256 (11)	223 (9)	▲33
	鶴山台南小	180 (7)	174 (7)	▲6
	校区計	1,296(43)	1,286(44)	▲10

義務教育学校の標準
945 人を下回る
※光北小、光南小で
単学級が発生

義務教育学校の標準
945 人を上回る
※鶴北小、鶴南小で
単学級が発生

(参考)市内小中学校の児童生徒数・学級数の見込

学校配置の適正化を実施した南松尾はつが野学園・槇尾学園・(仮称)富秋学園を除いて
中学校区の児童生徒数が多い順

※学級数は括弧書き

校区	学校名	R7	R12	児童生徒 の増減数	標準的な学校 規模との比較
和泉 中学校区	和泉中	864 (24)	662 (19)	▲202	義務教育学校の標準 945 人を上回る
	国府小	619 (20)	556 (17)	▲63	
	伯太小	433 (13)	440 (14)	7	
	黒鳥小	459 (14)	389 (12)	▲70	
	校区計	2,375 (71)	2,047 (62)	▲328	
北池田 中学校区	北池田中	721 (20)	557 (16)	▲164	
	北池田小	600 (18)	629 (19)	29	
	いぶき野小	749 (22)	547 (18)	▲202	
	校区計	2,070 (60)	1,733 (53)	▲337	
南池田 中学校区	南池田中	768 (22)	547 (16)	▲221	
	南池田小	484 (16)	489 (16)	5	
	青はつ小	824 (26)	550 (17)	▲274	
	校区計	2,076 (64)	1,586 (49)	▲490	
石尾 中学校区	石尾中	641 (18)	519 (16)	▲122	
	緑ヶ丘小	517 (17)	382 (13)	▲135	
	北松尾小	644 (20)	681 (20)	37	
	校区計	1,802 (55)	1,582 (49)	▲220	
郷荘 中学校区	郷荘中	634 (18)	439 (13)	▲195	
	和気小	564 (19)	617 (19)	53	
	芦部小	487 (18)	416 (13)	▲71	
	校区計	1,685 (55)	1,472 (45)	▲213	
(再掲) 信太 中学校区	信太中	438 (13)	379 (12)	▲59	同上 ※鶴北小、鶴南小で 単学級が発生
	信太小	422 (12)	510 (16)	88	
	鶴山台北小	256 (11)	223 (9)	▲33	
	鶴山台南小	180 (7)	174 (7)	▲6	
	校区計	1,296 (43)	1,286 (44)	▲10	
(再掲) 光明台 中学校区	光明台中	477 (14)	274 (9)	▲203	義務教育学校の標準 945 人を下回る ※光北小、光南小で 単学級が発生
	光明台北小	350 (13)	304 (12)	▲46	
	光明台南小	247 (10)	191 (7)	▲56	
	校区計	1,074 (37)	769 (28)	▲305	

光明台中学校区における R12 学年別児童生徒数・学級数見込

※学級数は括弧書き

	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3	合計
光明台北小	35 (1)	54 (2)	43 (2)	57 (2)	75 (3)	40 (2)				304 (12)
光明台南小	28 (1)	32 (1)	32 (1)	29 (1)	42 (2)	28 (1)				191 (7)
光明台中							89 (3)	83 (3)	102 (3)	274 (9)
統合した 場合	63 (2)	86 (3)	75 (2)	86 (3)	117 (4)	68 (2)	89 (3)	83 (3)	102 (3)	769 (25)

- ・R12年度の中学校区全体の児童生徒数は、**769 人**となり、適正配置の検討基準 945 人を下回る。
(令和 9 年度に児童生徒数が 945 人を下回る (934 人) 見込み)
- ・特に光明台南小においては、6 学年中 5 学年が 1 クラスだけの単学級となる。

信太中学校区における R12 学年別児童生徒数・学級数見込

※学級数は括弧書き

	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3	合計
信太小	90 (3)	73 (2)	84 (3)	87 (3)	107 (3)	69 (2)				510 (16)
鶴山台北小	33 (1)	30 (1)	29 (1)	44 (2)	44 (2)	43 (2)				223 (9)
鶴山台南小	17 (1)	27 (1)	23 (1)	45 (2)	27 (1)	35 (1)				174 (7)
信太中							122 (4)	121 (4)	136 (4)	379 (12)
統合した 場合	140 (4)	130 (4)	136 (4)	176 (5)	178 (5)	147 (4)	122 (4)	121 (4)	136 (4)	1,286 (38)

- ・R12年度の中学校区全体の児童生徒数が **1,286 人**となり、適正配置の検討基準である 945 人を大きく上回る。
- ・鶴山台南小は、現時点の見込みで 7 学級となっているものの、鶴山台再生事業による新規分譲に伴い児童生徒数が増加する見込み。

3. 児童生徒数の見込みを踏まえた今後の対応について

光明台 中学校区	・10 月から地域の方や保護者、学校関係者等に児童生徒数の状況等を説明し、地域住民の意向確認や意見交換を行う。 ・学校適正配置のあり方について、どのような方策が相応しいか調整を図っていく。
信太 中学校区	・中学校区全体としては、一定規模の児童生徒数が確保されること、また、鶴山台再生事業に伴う児童生徒数の増加も見込まれることから、施設一体型義務教育学校の導入など学校の適正配置を進めることは、現時点では時期尚早と考えられる。 ・しかしながら、葛の葉町在住の児童生徒については R9 年度開校予定の(仮称)富秋学園への就学を希望する可能性があり、現在の想定より早い段階で児童生徒数が減少することも想定される。 ・このことから、鶴山台再生事業に伴う子どもの増加状況や葛の葉町在住児童生徒の(仮称)富秋学園への入学状況を適宜分析し、学校適正配置の検討時期については前倒しの必要性などを随時確認していく。

・現時点で生じている単学級への対応については、将来的な単学級解消を見据え、中学校区内における学校間交流や異学年交流などによる取組みを進める。

和泉市生涯学習サポート館事業の廃止について

生涯学習推進室

1. 変遷・経過

昭和 59 年	旧雇用促進事業団により「サンライフ」が建設される
平成 15 年	上記事業団の廃止に伴い、5 年間の事業継承を条件に本市へ譲渡
平成 24 年	生涯学習サポート館の発足

2. 生涯学習サポート館事業廃止に向けた検討の趣旨

平成24年の「和泉市生涯学習サポート館」発足から10年以上が経過し、施設の設置目的や役割について、現在の利用状況等を踏まえ再検証し、今後の事業方針を決定するもの。

3. 生涯学習サポート館の設置目的

幼児期から高齢者までの幅広い世代の学習機会やコミュニティ活動の充実を図る

4. 生涯学習サポート館の役割

市中部地域の生涯学習機能を担う「和泉市生涯学習センター」の補完

5. 生涯学習サポート館事業の廃止に向けた検証事項

(1) 貸館の振替について

(生涯学習サポート館が、和泉市の中部地域の生涯学習機能を担う「和泉市生涯学習センター」の補完施設としての役割を果たし終えたか)

(2) 体育室・トレーニング室の最新の利用状況

(3) 体育室・トレーニング室の代替施設の状況

6. 検証内容及び結果

(1) 貸館の振替について

生涯学習サポート館の各貸館の区分に対応する生涯学習センターの各貸館の区分に振替可能であるかについて、令和 5 年度から令和 6 年度の利用実績を元に、各月の区分ごとに利用件数を合算し、各月の日数内に利用件数が収まるかを検証した。

生涯学習サポート館 の貸館名	相当する生涯学習センター の貸館名	検証結果
学習活動室①	学習室1-A~5-B	生涯学習センターの学習室1-A~5-Bへの振替で利用件数が各月の日数に収まるため、生涯学習サポート館の貸館需要を十分補完できると判断できる。
学習活動室②	学習室1-A~5-B	
学習活動室③	学習室4、多目的室	生涯学習センターの学習室4、多目的室への振替で利用件数が各月の日数に収まるため、生涯学習サポート館の貸館需要を十分補完できると判断できる。
創作活動室	工房	生涯学習センターの工房への振替で利用件数が各月の日数に収まるため、生涯学習サポート館の貸館需要を十分補完できると判断できる。
和室1	茶室、和室	生涯学習センターの和室、茶室への振替で利用件数が各月の日数に収まるため、生涯学習サポート館の貸館需要を十分補完できると判断できる。
和室2	茶室、和室	

【検証結果】

生涯学習サポート館の貸館利用については、生涯学習センターに振替が可能である。

(2) 体育室・トレーニング室の最新の利用状況

【体育室】

名称	R4	R5	R6
体育室（利用件数）（件）	2,007	3,145	3,316
体育室（稼働率）（％）	89	90	95

【トレーニング室】

名称	R4	R5	R6
トレーニング室（利用件数）（件）	8,959	10,640	11,918
トレーニング室（1日あたり利用件数）（件）	25.0	29.6	33.1

(3) 体育室・トレーニング室の代替施設の状況

生涯学習サポート館は市民文化系施設であって、スポーツ施設ではないものの、体育室の利用者への一定の配慮として開館していたもの。

生涯学習サポート館周辺での体育室の代替施設としては、コミュニティ体育館、南部リージョンセンターがある。令和6年度のコミュニティ体育館の利用率は約74％であり、代替の余地があることに加え、民間の貸しスタジオもある。

また、トレーニング室の代替施設としても、コミュニティ体育館をはじめ、民間施設のサービスが充足している状況にあり、具体的には、エニタイムフィットネス、コナミスポーツクラブ、アクトス Will_G、chocoZAP、カーブス等の民間施設が近隣に点在する。

【検証結果】

- 体育室並びにトレーニング室の利用状況は、依然として高い状況で推移している。
- 代替施設として、コミュニティ体育館や複数の民間スポーツ施設があり、同様の機能を持つ施設は一定確保されている。
- 民間事業者による同様のサービスが増えてきており、公共以外で調達できるものになっている。

7. 今後の方針

生涯学習サポート館が担ってきた生涯学習センターの補完施設としての役割は果たし終えている。

また、スポーツ施設の役割を担う体育室並びにトレーニング室についても、周辺の状況を鑑みるとコミュニティ体育館や民間施設等で利用需要を賄えると判断できることを踏まえ、次期指定管理期間（令和8年度～令和12年度）の終了をもって、生涯学習サポート館事業を廃止する。

(仮称)和泉市北部総合スポーツ公園基本構想（概要版）

1 はじめに

本編 p1-1

(仮称)北部総合スポーツ公園(以下、本公園)の計画地がある北部地域では、スポーツ・レクリエーション施設(以下、スポーツ施設)の不足が長年指摘されてきました。この課題に対応するため、平成15年に「北部地域公共施設整備事業」として、現在の信太山丘陵里山自然公園周辺での施設整備が計画されました。その後の自然環境調査で、絶滅危惧種を含む多様な生物や独自の生態系が確認されたことを受け、事業内容は見直され、当初のスポーツ施設整備から自然環境の保全と活用を優先する方針へと変更されました。

その後、約10年にわたり、代替候補地の検討を進められた結果、国有地等の無償貸付を前提に旧泉北水道企業団の事業用地跡地(図1)の活用を検討することが決定されました。

また、スポーツ施設の利用は土日祝日に集中し、稼働率が高く、予約が取れず希望どおりに利用できない事例が生じており、スポーツ施設の不足が課題として指摘されています。上位計画での位置づけや本市の利用実態を踏まえると、多様化するスポーツニーズに対応した施設整備が求められています。

以上の経緯と背景を踏まえ、本市では市民のスポーツに対する高まるニーズに応えるべく、新たなスポーツ施設の整備を推進するための「基本構想」を策定しました。



図1 計画地の位置図



図2 計画地周辺の現況

2 本市におけるスポーツ施設の現状と課題

本編 p2-1～2-30

(1)上位計画における位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である第6次和泉市総合計画や、和泉市生涯学習・スポーツ推進計画や第2次和泉市都市計画マスタープランに準じ、また各種関連計画と調和した内容とします。

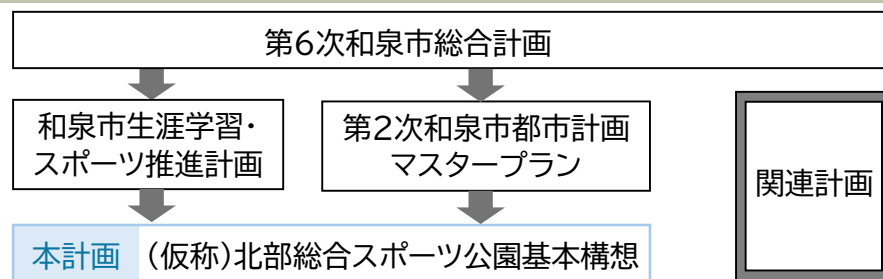


図3 各計画の関係図

(2)利用状況

利用者数を集計している施設について、令和元年度以前は年間50万人台(のべ)で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等が発令されていた令和2年および令和3年には、年間約30万人まで落ち込んでいます。しかし、令和4年度以降、回復傾向にあり、温水プールを除き、令和元年度以前の水準まで回復しています。特に和泉市総合スポーツセンターの利用者数は令和元年の約1.5倍となっています。

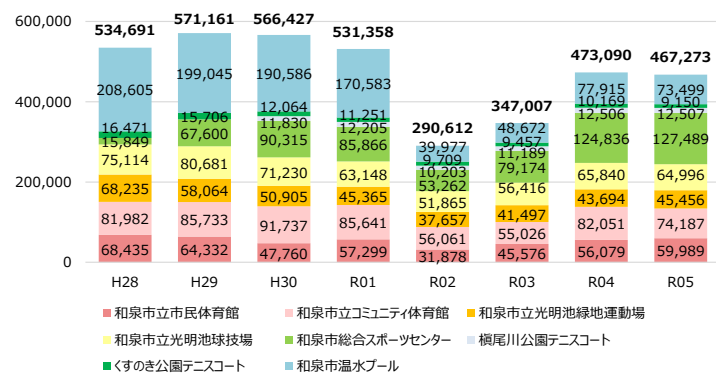


図4 本市のスポーツ施設の利用状況

表1 本市のスポーツ施設一覧

No	施設名	施設種別
1	和泉市立光明池球技場	運動広場/テニスコート
2	和泉市立光明池緑地運動場	運動広場/テニスコート及び練習場
3	惣ヶ池こどもグラウンド	野球場
4	和泉市総合スポーツセンター(関西トランスウェイススポーツスタジアム)	多目的グラウンド / 野球場 / テニスコート / 多目的室
5	和泉市立市民体育館	大体育室・小体育室
6	和泉市立コミュニティ体育館	体育館
7	くすのき公園テニスコート	テニスコート
8	榎尾川公園テニスコート	テニスコート
9	和泉市温水プール(サン燦プール)	水泳プール

(3)スポーツ施設等に関する課題の抽出

市民・施設利用者団体アンケート調査、高齢者団体・障がい者団体ヒアリング調査の結果より、次のとおり課題を整理しました。

- ① 市内のスポーツ施設は多様だが、利用者は高齢化し、若年層の利用は少ない状況です。また、運動場や野球場は稼働率が低い一方、土休日は予約が集中しており、予約がとれない状況にあります。今後は若年層が関心を持つスポーツへの対応や、需要分散、全世代が利用しやすい環境整備が求められています。
- ② 市内の多くのスポーツ施設は老朽化し、空調・照明や更衣室などの設備が不足しており、競技スペースや駐車場も十分でなく、用途が限定的でスポーツ以外で活用しにくい状況です。今後は設備更新と多目的化を進め、競技団体から一般利用者まで幅広いニーズに応える環境整備が求められています。
- ③ 市民からは避難所機能やバリアフリー、交通アクセス改善、自然環境を活かした施設への要望が高い傾向にあります。今後は災害対応設備の整備、高齢者から子どもまで世代を超えて利用できる環境づくり、自然や景観を活かした施設設計が求められています。

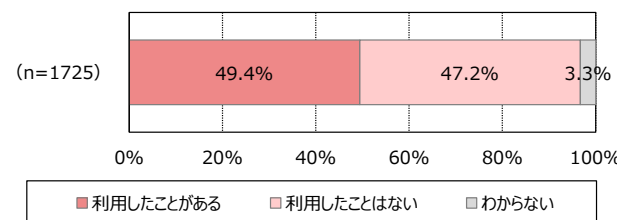


図5 和泉市のスポーツ施設の利用有無

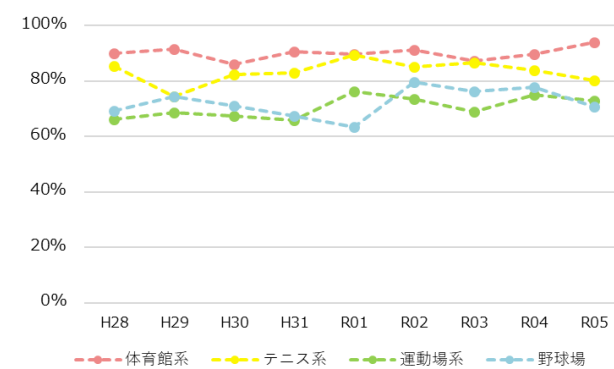


図6 休日のスポーツ種類別の稼働率

3 (仮称)北部総合スポーツ公園基本方針

本編 p3-1～3-10

(1)基本コンセプト

“人と人”、“人と自然”がつながる、スポーツとふれあいの拠点

世代や障がいの有無にかかわらず、誰もが平等にスポーツを楽しみ、交流できる場を提供するとともに、地域特有の自然環境や周辺地域の住環境に配慮した、人や自然とのふれあいを大切にする施設を目指します。

(2)整備方針

方針1 多様な人々が集い、楽しむ、活気あふれるスポーツ拠点

- 子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に利用できる施設づくりを検討します。
- 多世代が交流し、新たな出会いとにぎわいが生まれる空間を形成します。
- 競技のレベルを問わず多様なニーズに対応できる充実した施設を目指します。

方針2 自然とふれあい、豊かさを感じられる“憩いの空間”

- 自然を感じられる空間で運動することで、心身ともに豊かになる施設づくりを推進します。
- 地域特有の自然や生態系に触れ、くつろぎを感じられる環境を整備します。
- 施設整備や運営において、自然環境への影響を最小限に抑える取組を推進し、地域と調和した環境づくりを目指します。

方針3 安全を守り、快適に利用できる“やすらぎのある施設”

- 予約なしでも利用できる芝生広場やウォーキングコースで、心身ともに豊かになる施設づくりを推進します。
- 施設利用者の安全確保や快適性の向上を図り、誰もが安心して利用できる施設づくりを推進します。
- 渋滞や騒音、光害など、計画地周辺の住民に配慮した施設づくりに努めます。
- 災害時の活用を想定した施設づくりや防災機能を有する設備の配置を検討します。

(仮称) 和泉市北部総合スポーツ公園
基本構想

(素案)

和泉市
令和 7 年 8 月時点

目 次

第 1 章	基本構想の策定にあたって	1-1
1.1	構想策定の背景	1-1
1.2	スポーツ施設の必要性について	1-1
第 2 章	和泉市のスポーツ施設を取り巻く現状と課題	2-1
2.1	上位計画における位置づけ	2-1
2.1.1	第 6 次和泉市総合計画	2-2
2.1.2	第 2 次和泉市都市計画マスタープラン	2-3
2.1.3	和泉市生涯学習・スポーツ推進計画	2-4
2.1.4	和泉市みどりの基本計画	2-5
2.1.5	和泉市景観計画	2-5
2.1.6	和泉市公共施設等総合管理計画（改訂版）	2-5
2.2	本市におけるスポーツ施設の現状と課題	2-6
2.2.1	本市のスポーツ施設	2-6
2.2.2	スポーツ施設の利用状況	2-16
2.3	市民のスポーツ施設に対するニーズ	2-20
2.3.1	市民アンケート調査	2-20
2.3.2	施設利用団体アンケート調査	2-26
2.3.3	高齢者団体ヒアリング調査	2-27
2.3.4	障がい者団体ヒアリング調査	2-28
2.4	本市のスポーツ施設等に関する課題の抽出	2-29
第 3 章	（仮称）北部総合スポーツ公園基本方針	3-1
3.1	計画地の現況・計画条件の整理	3-1
3.1.1	計画地の位置	3-1
3.1.2	周辺地形・自然環境	3-2
3.1.3	計画地の状況	3-3
3.1.4	災害ハザード	3-4
3.2	（仮称）北部総合スポーツ公園がめざす方向性	3-5
3.2.1	基本コンセプト	3-5
3.2.2	整備方針	3-5

3.3 導入機能の設定	3-6
3.3.1 スポーツ施設	3-6
3.3.2 広場	3-7
3.3.3 遊歩道	3-7
3.3.4 管理棟	3-7
3.3.5 民間収益施設	3-7
3.3.6 駐車場	3-8
3.3.7 調整池	3-8
3.4 ゾーニングの設定	3-9
第4章 基本構想の実現に向けて	4-1
4.1 概算事業費	4-1
4.1.1 施設整備費	4-1
4.1.2 運用費用	4-1
4.1.3 財源確保	4-1
4.2 事業手法	4-3
4.3 事業スケジュール	4-4
4.4 関係法令の整理	4-5
4.4.1 都市計画法	4-5
4.4.2 建築基準法	4-5
4.4.3 宅地造成及び特定盛土等規制法	4-5
4.4.4 道路法	4-5
4.4.5 その他法令	4-5

第1章 基本構想の策定にあたって

1.1 構想策定の背景

(仮称) 北部総合スポーツ公園（以下、本公園）の計画地がある北部地域では、スポーツ・レクリエーション施設（以下、スポーツ施設）の不足が長年指摘されてきました。この課題に対応するため、平成 15 年に「北部地域公共施設整備事業」として、現在の信太山丘陵里山自然公園周辺での施設整備が計画されました。

その後の自然環境調査で、絶滅危惧種を含む多様な生物や独自の生態系が確認されたことを受け、事業内容は見直され、当初のスポーツ施設整備から自然環境の保全と活用を優先する方針へと変更されました。

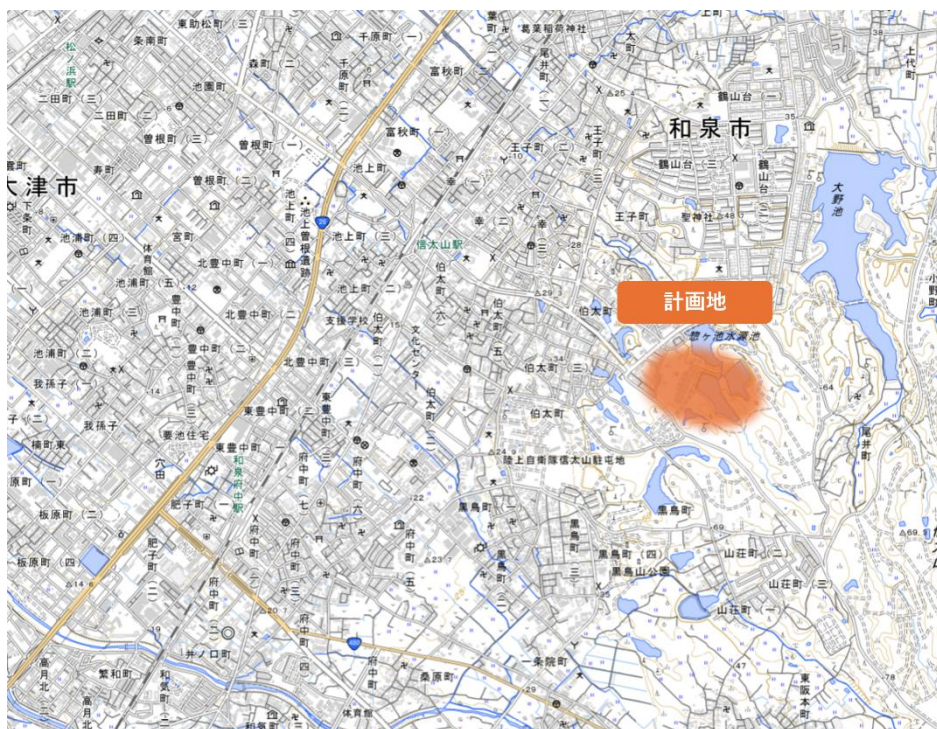
事業の見直し以降、約 10 年にわたり、代替候補地の検討を進められた結果、旧泉北水道企業団の事業用地跡地（図 1.1）の活用を検討することが決定されました。この跡地の活用は、国有地等の無償貸付を前提としており、国有財産法第 22 条（無償貸付）に基づく公園に該当するものとして、都市公園法に規定される「運動公園」に準じたスポーツ公園の整備が必要です。

以上の経緯と背景を踏まえ、本市では市民のスポーツに対する高まるニーズに応えるべく、新たなスポーツ施設の整備を推進するための「基本構想」を策定しました。

1.2 スポーツ施設の必要性について

スポーツ施設の利用は土日祝日に集中しており、種目によって差はあるものの、全体として高い稼働率が続いています。そのため、予約が取れず希望どおりに利用できない事例が生じており、スポーツ施設の不足は長年にわたり課題として指摘されてきました。上位計画での位置づけや本市の利用実態を踏まえると、多様化するスポーツニーズに対応した施設整備が求められています。

本基本構想では、上位計画および関連計画におけるスポーツ施設の位置づけを踏まえ、本市のスポーツ施設の現状や計画地の条件、整備の基本方針、導入機能や規模などを示し、本公園の整備に関する基本的な考え方を整理します。また、その検討にあたっては、市民アンケートや関係団体へのヒアリングを実施し、利用者の主体である市民の皆さまから寄せられた多様な意見を反映した施設づくりをめざします。



出典：地理院地図

図 1.1 計画地の位置

第2章 和泉市のスポーツ施設を取り巻く現状と課題

2.1 上位計画における位置づけ

本計画の位置づけを図 2.1 に示します。本計画は、本市の最上位計画である第6次和泉市総合計画や、和泉市生涯学習・スポーツ推進計画や第2次和泉市都市計画マスタープランに準じ、また各種関連計画と調和した内容とします。

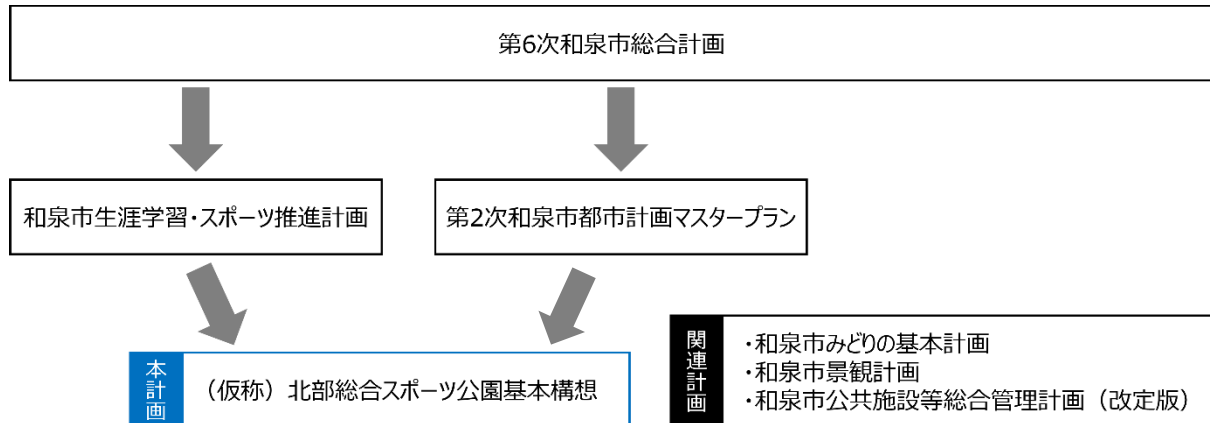


図 2.1 各計画の関係図

2.1.1 第6次和泉市総合計画

第6次和泉市総合計画（令和●年●月）では、「未来に躍進！活力と賑わいあふれるスマイル都市」を将来都市像として、5つのまちづくりの目標を定めています。

計画では、「運動不足を感じる割合が高い現状」に対し、「スポーツを通じた心身の健康増進」を重点施策として掲げています。（※本文：調整中）

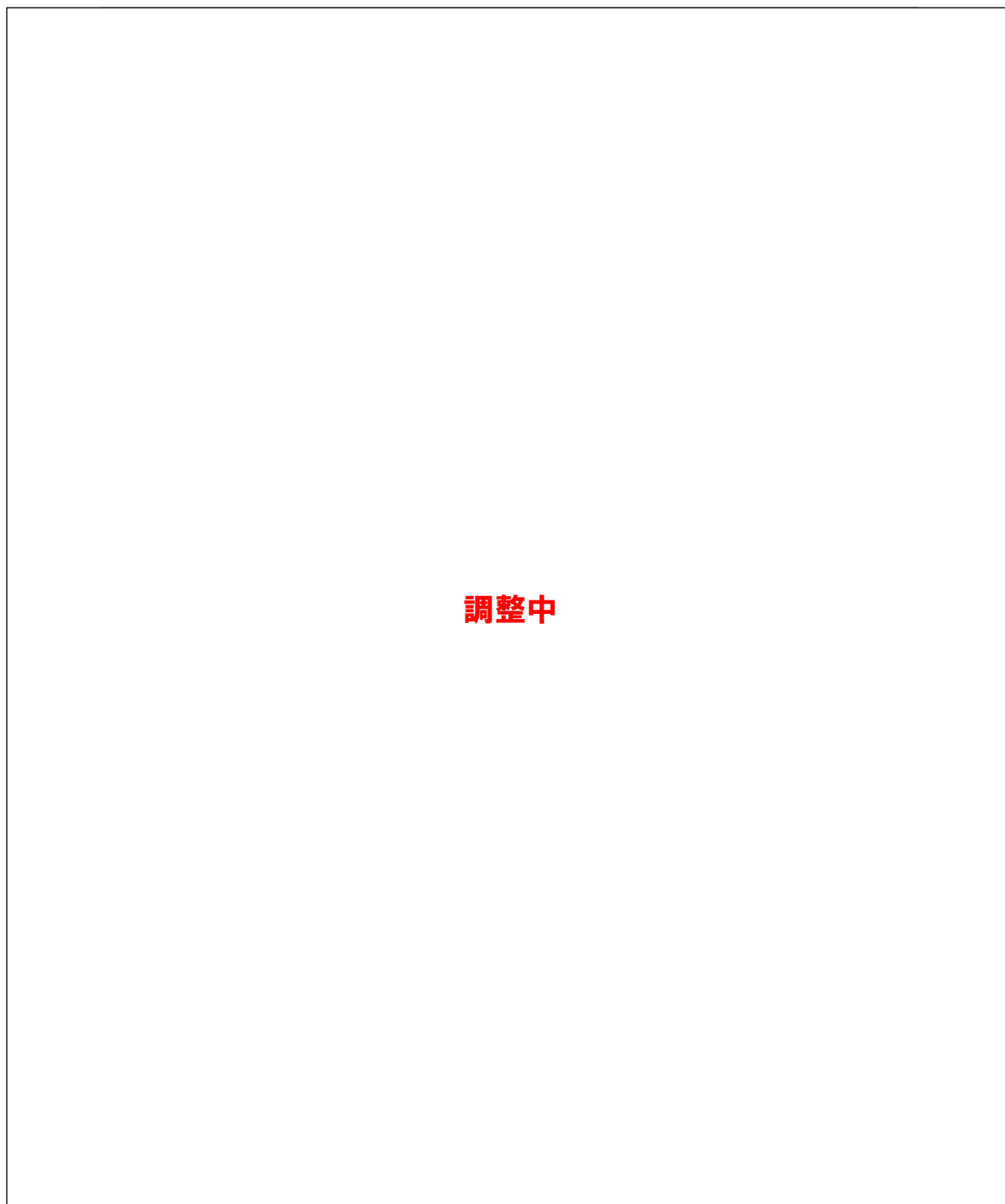
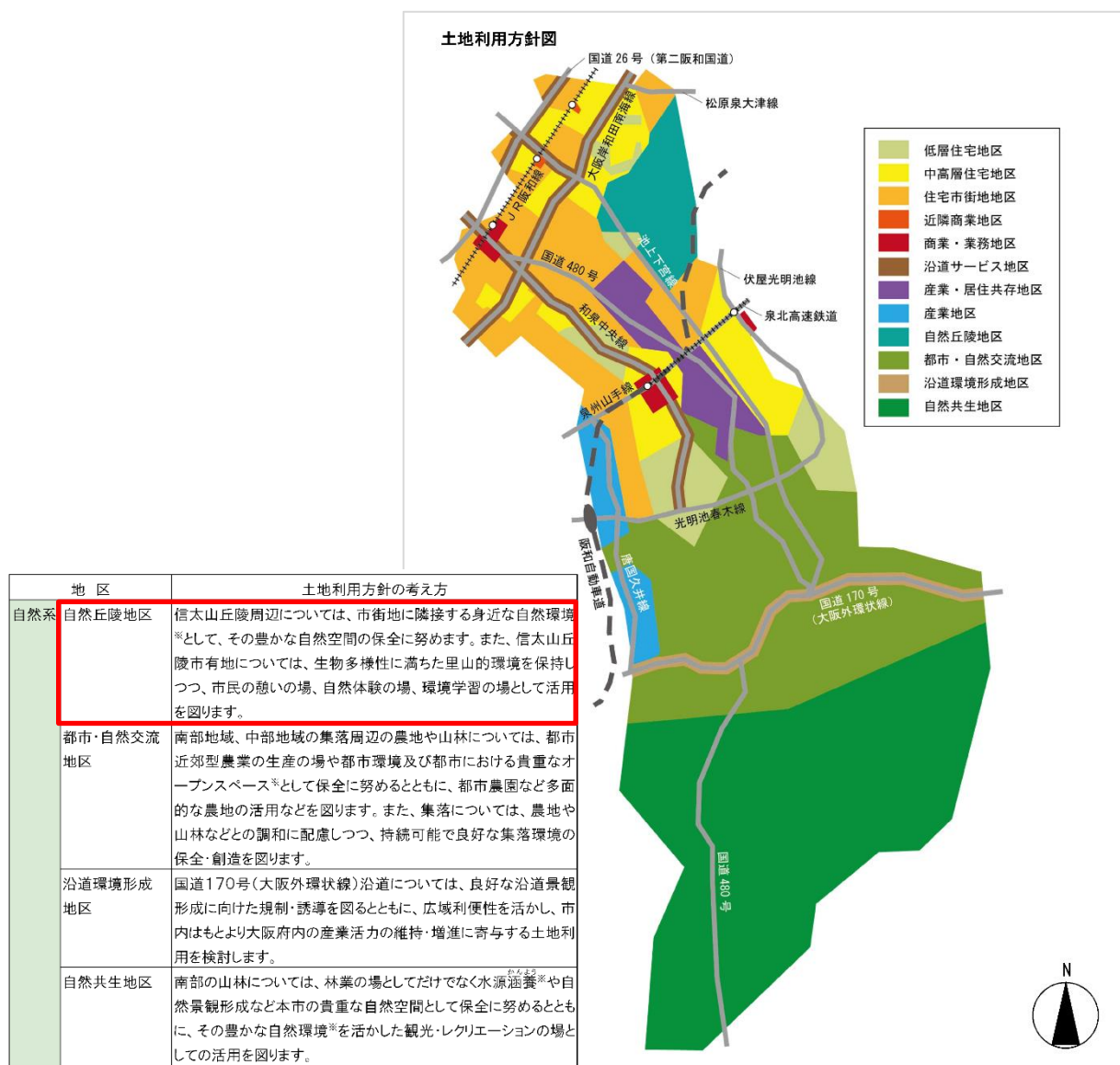


図 2.2 重点施策 12「スポーツを通じた心身の健康増進」

2.1.2 第2次和泉市都市計画マスタープラン

第2次和泉市都市計画マスタープラン（平成29年3月）における土地利用方針図では、計画地は「自然丘陵地区」に位置づけられています。「自然丘陵地区」では、市街地に隣接する身近な自然環境として、自然空間の保全に努め、生物多様性を保持し、市民の憩いの場、自然体験の場、環境学習の場としての活用を図るものとされています。

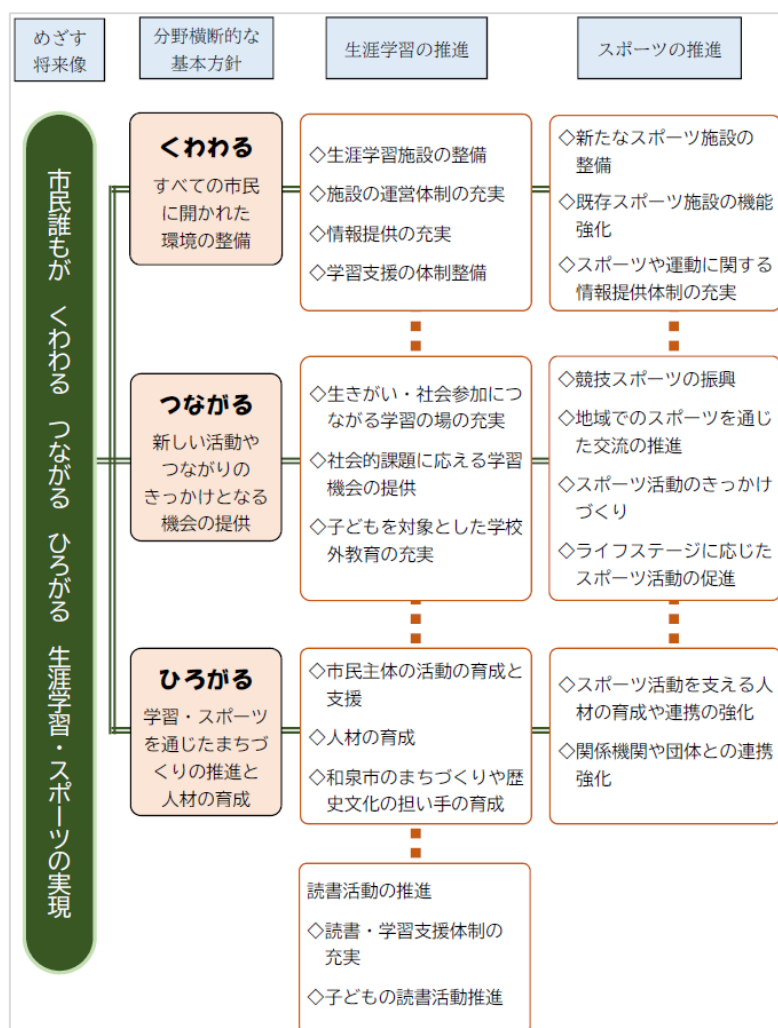


出典：第2次和泉市都市計画マスタープラン

図 2.3 土地利用方針図

2.1.3 和泉市生涯学習・スポーツ推進計画

和泉市生涯学習・スポーツ推進計画（令和5年3月策定）では、「市民誰もが、くわわる つながる ひろがる 生涯学習・スポーツの実現」を将来像として掲げています。この計画では、市民の自主的なスポーツへの参加、スポーツ活動による市民同士のつながりや交流の創出、地域活動や社会貢献、まちづくりの担い手となる人材の育成を基本方針として位置づけています。また、新たなスポーツ施設の整備も施策に位置づけられています。



出典：和泉市生涯学習・スポーツ推進計画

図 2.4 和泉市生涯学習・スポーツ推進計画の施策体系

2.1.4 和泉市みどりの基本計画

和泉市みどりの基本計画改訂版（令和 2 年 11 月策定）では、“多様性のある「いのちの『みどり』」を磨くまち・和泉市”を基本理念としています。計画地が位置する信太山丘陵は、「シンボルとなるみどり」に位置づけられており、「生物多様性に満ちた里山環境の保全と活用」を基本方針としています。

2.1.5 和泉市景観計画

和泉市景観計画（令和 5 年 9 月策定）では、和泉市全域を「景観計画区域」として設定することで良好な景観の形成や保全を図っており、「都市と自然の心地よさの中に、活力と賑わいを感じられる景観の形成」を景観形成の目標としています。

計画地の大部分は「丘陵・台地景観ゾーン（都市と自然の交流景観エリア）」、西側の一部は「丘陵・台地景観ゾーン（新市街地景観エリア）」に指定されています。

2.1.6 和泉市公共施設等総合管理計画（改訂版）

和泉市公共施設等総合管理計画（改訂版）（平成 29 年 3 月策定・令和 4 年 12 月改訂）では、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針が定められています。スポーツ施設のこれまでの経過としては、平成 28 年度に設置された「総合スポーツセンター」により、スポーツ施設の延床面積が増加しています。また、今後の取組方針として本公園の検討を進めることが位置づけられています。

（2）今後の取組方針

①個別施設計画等で位置付けられている具体的な取組み

- ・ 市民体育館については、幸団地及び北部総合福祉会館敷地を移転先候補地とし、建替えを予定しています。なお、整備時期や機能、施設規模等については、富秋中学校等まちづくり構想の事業推進の状況を勘案しつつ、検討を進めます。

②その他、今後の主な取組み検討内容

- ・ 青少年の家については、施設活性化を目的としたリニューアル改修の検討を進めます。
- ・ その他の施設は、今後の施設の老朽化、利用状況等に鑑み、第 2 章に掲げる基本方針に基づき、今後の具体的な方針や維持管理のあり方などの検討を進めます。
- ・ 新たなスポーツ施設の充実として、（仮称）北部総合スポーツセンターの整備候補地、整備内容の検討を進めます。

出典：和泉市公共施設等総合管理計画

図 2.5 スポーツ・レクリエーション系施設の今後の取組方針

2.2 本市におけるスポーツ施設の現状と課題

2.2.1 本市のスポーツ施設

本市のスポーツ施設を表 2.1 および図 2.6 に示します。

表 2.1 本市のスポーツ施設

No.	施設名	住所
1	和泉市立光明池球技場	室堂町1066番地
2	和泉市立光明池緑地運動場	光明台三丁目36番1号
3	惣ヶ池こどもグラウンド	王子町491番地の1
4	和泉市総合スポーツセンター (関西トランスウェイスポーツスタジアム)	下宮町160番地
5	和泉市立市民体育館	府中町四丁目20番3号
6	和泉市立コミュニティ体育館	光明台一丁目44番8号
7	くすのき公園テニスコート	はつが野五丁目1
8	槇尾川公園テニスコート	和気町四丁目5番1号
9	和泉市温水プール (サン燦プール)	上町584番地の1

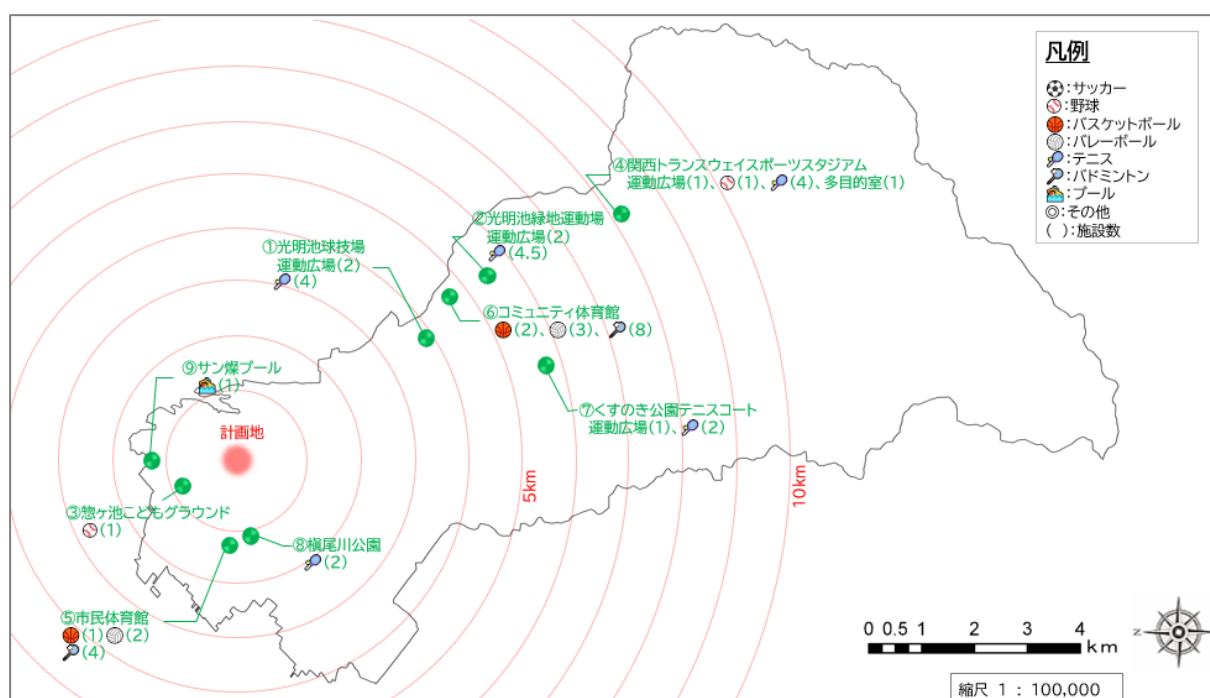


図 2.6 本市のスポーツ施設の位置

(1) 和泉市立光明池球技場

基本情報				備考
施設	施設種別	運動広場 / テニスコート		
	屋内外の別	屋外 / 屋外		
建設	供用開始年	昭和 59 年		
	運営形態	指定管理 (KUL 和泉市体育施設管理チーム)		
主な競技	競技種目・面数 (1)	2 面	・野球 (軟式) ・ソフトボール ・キックベースボール 他	ピッチャーマウンドあり 野球 (硬式) は条件あり
	競技種目・面数 (2)	4 面	・テニス他	
観覧	観覧席 (固定)	なし		
	観覧席 (可動)	なし		
その他	照明設備	あり		4 月～11 月末
	その他施設・設備	更衣室・シャワー設備		
	駐車場	68 台		



(2) 和泉市立光明池緑地運動場

基本情報				備考
施設	施設種別	運動広場 / テニスコート及びテニス練習板		
	屋内外の別	屋外 / 屋外		
建設	供用開始年	昭和 60 年		
	運営形態	指定管理 (KUL 和泉市体育施設管理チーム)		
主な競技	競技種目・面数 (1)	2 面	・野球 (軟式) ・ソフトボール ・サッカー (練習用) ・キックベースボール 他	ピッチャーマウンドあり 野球 (硬式) は条件あり
	競技種目・面数 (2)	4.5 面	・テニス他	壁打ちコートあり
観覧	観覧席 (固定)	なし		
	観覧席 (可動)	なし		
その他	照明設備	なし		
	その他施設・設備	あり (シャワー室、ロッカー更衣室)		
	駐車場	40 台		



(3) 惣ヶ池こどもグラウンド

基本情報				備考
施設	施設種別	野球場		
	屋内外の別	屋外		
建設	供用開始年	平成 22 年		
	運営形態	委員会形式		
主な競技	競技種目・面数 (1)	1 面	・野球（軟式） ・ソフトボール ・サッカー（練習用） ・キックベースボール 他	ピッチャーマウンドあり 野球（硬式）は条件あり
観覧	観覧席（固定）	なし		
	観覧席（可動）	なし		
その他	照明設備	あり		
	その他施設・設備	なし		
	駐車場	あり		



(4) 和泉市総合スポーツセンター（関西トランスウェイスportsスタジアム）

基本情報			備考
施設	施設種別	多目的グラウンド / 野球場 / テニスコート / 多目的室	
	屋内外の別	屋外 / 屋外 / 屋外 / 屋内	
建設	供用開始年	一部平成 28 年、全面平成 29 年	
	運営形態	指定管理 (KUL 和泉市体育施設管理チーム)	
主な競技	競技種目・面数 (1)	1 面	・サッカー 他
	競技種目・面数 (2)	1 面	・野球（軟式） ・ソフトボール ・キックベースボール 他
	競技種目・面数 (3)	4 面	・テニス他
	競技種目	・卓球 ・ダンス他	
観覧	観覧席（固定）	なし / 310 席 / なし / なし	
	観覧席（可動）	なし	
その他	照明設備	あり	
	その他施設・設備	更衣室（ロッカー・シャワー室）	
	駐車場	194 台	



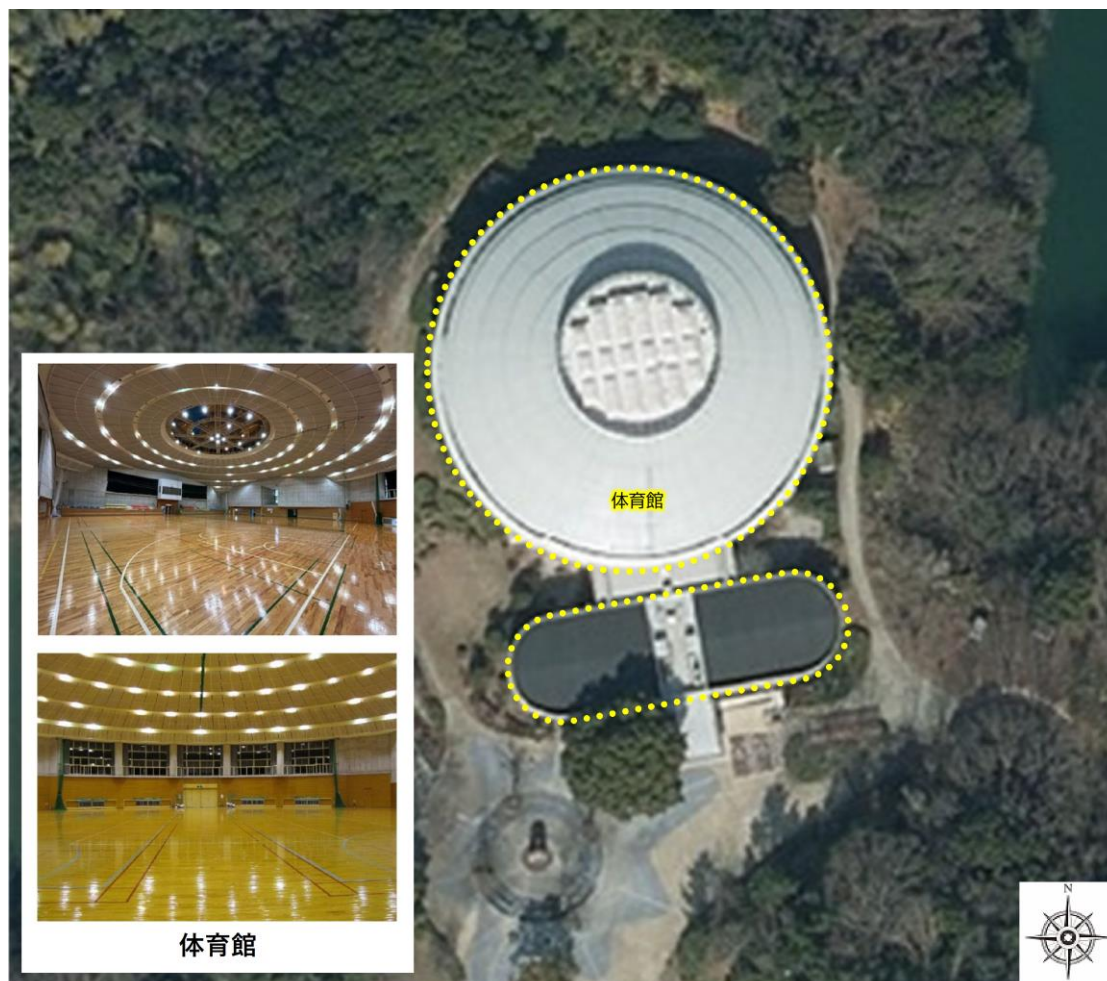
(5) 和泉市立市民体育館

基本情報			備考
施設	施設種別	大体育室・小体育室	
	屋内外の別	屋内	
建設	供用開始年	昭和 51 年	
	運営形態	指定管理 (KUL 和泉市体育施設管理チーム)	
主な競技	競技種目	・バスケットボール ・バレーボール ・バドミントン ・卓球 ・空手、柔道 他	
観覧	観覧席（固定）	294 席	
	観覧席（可動）	なし	
その他	その他施設・設備	トレーニング室、会議室（ヨガ・ストレッチ可） 更衣室（ロッカー・シャワー室）	
	駐車場	60 台	



(6) 和泉市立コミュニティ体育館

基本情報			備考
施設	施設種別	体育館	
	屋内外の別	屋内	
建設	供用開始年	平成元年	
	運営形態	指定管理 (KUL 和泉市体育施設管理チーム)	
主な競技	競技種目	・バスケットボール ・バレーボール ・バドミントン ・卓球 ・空手、柔道 他	
観覧	観覧席（固定）	128 席	
	観覧席（可動）	なし	
その他	その他施設・設備	・トレーニング室 ・研修室 ・会議室（ヨガ・ストレッチ可） ・更衣室（ロッカー、シャワー室）	
	駐車場	第 1：52 台、第 2：69 台	



(7) くすのき公園テニスコート

基本情報			備考
施設	施設種別	テニスコート	
	屋内外の別	屋外	
建設	供用開始年	平成 23 年	
	運営形態	指定管理 一般財団法人和泉市公共施設管理公社	
主な競技	競技種目・面数 (1)	2 面	・テニス他
観覧	観覧席 (固定)	なし	
	観覧席 (可動)	なし	
その他	照明設備	なし	
	その他施設・設備	更衣室	
	駐車場	24 台	



(8) 槇尾川公園テニスコート

基本情報			備考
施設	施設種別	テニスコート	
	屋内外の別	屋外	
建設	供用開始年	平成 30 年	
	運営形態	指定管理 (KUL 和泉市体育施設管理チーム)	
主な競技	競技種目・面数 (1)	2 面	・テニス他
観覧	観覧席 (固定)	なし	
	観覧席 (可動)	なし	
その他	照明設備	なし	
	その他施設・設備	なし	
	駐車場	20 台	



(9) 和泉市温水プール（サン燦プール）

基本情報			備考
施設	施設種別	水泳プール	
	屋内外の別	屋内	
建設	供用開始年	平成 9 年	
	運営形態	指定管理 (公益財団法人 大阪 YMCA)	
主な競技	競技種目	・ 水泳	25m (5 コース) 子どもプール ジャグジー
観覧	観覧席 (固定)	なし	
	観覧席 (可動)	なし	
その他	その他施設・設備	・ トレーニングルーム ・ 多目的ルーム ・ 更衣室 ・ 採暖室	
	駐車場	62 台	

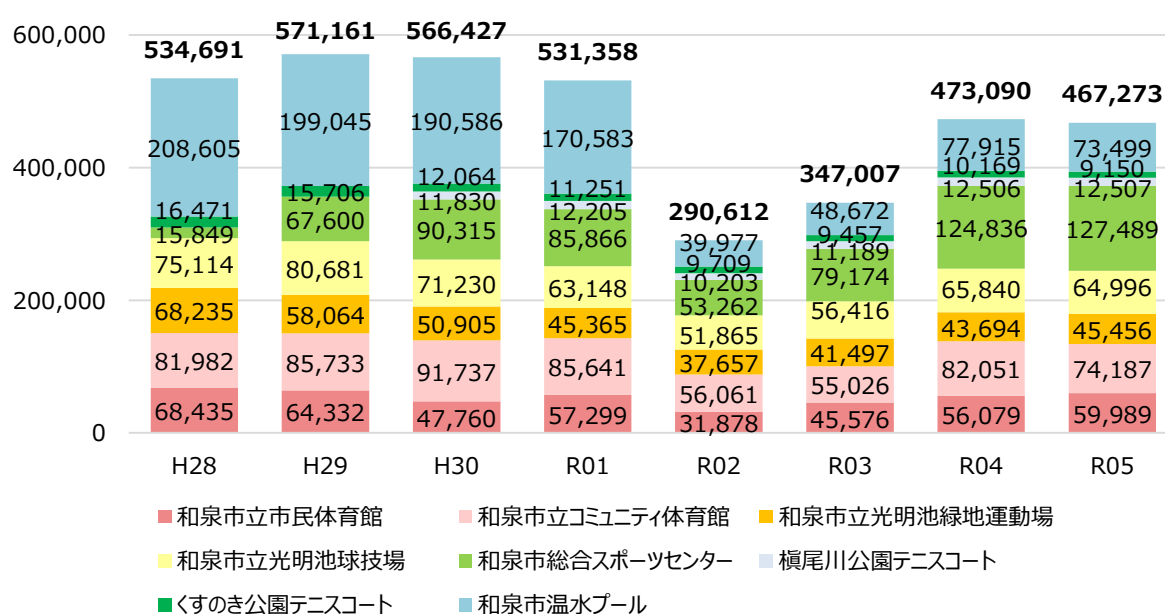


2.2.2 スポーツ施設の利用状況

本市のスポーツ施設の利用状況を以下に示します。

(1) 利用者数

利用者数を集計している施設について、平成 28 年度以降の利用者数を図 2.7 に示します。令和元年度以前は年間 50 万人台（のべ）で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等が発令されていた令和 2 年および令和 3 年には、年間約 30 万人まで落ち込んでいますが、令和 4 年度以降、回復傾向にあり、温水プールを除き、令和元年度以前の水準まで回復しています。特に和泉市総合スポーツセンターの利用者数は令和元年の約 1.5 倍となっています。

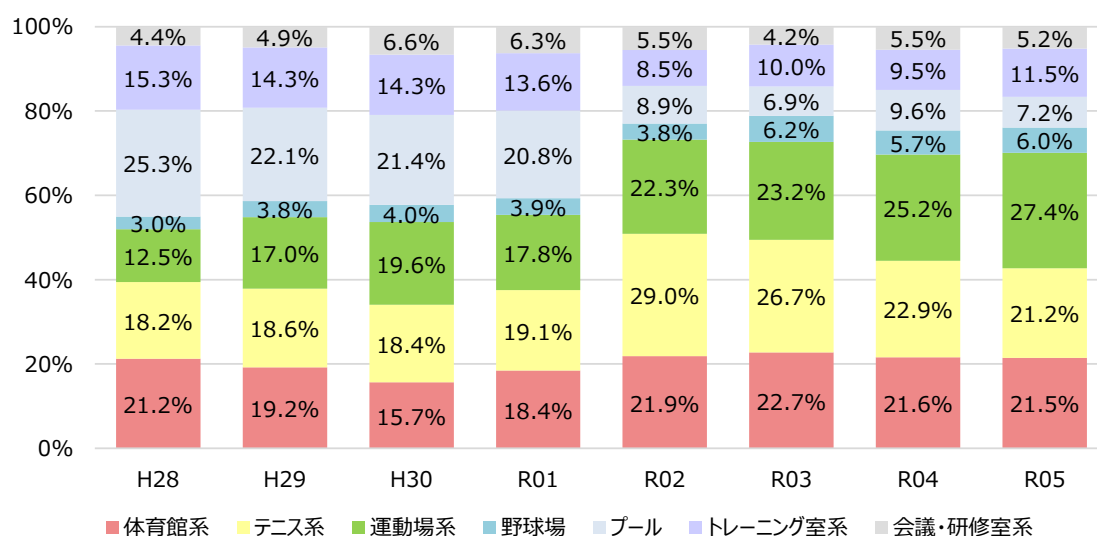


※惣ヶ池子どもグラウンドは利用者数が集計されていません。

図 2.7 本市のスポーツ施設の利用者数

(2) スポーツ種類別の利用割合

スポーツ種類別にみた利用者の割合を図 2.8 に示します。直近では運動場を利用する割合が最も大きく、次いで、体育館の利用、テニスコートの利用が多くなっています。



※体育館系は、大体育館、小体育館、アリーナ等の屋内施設の利用者数を集計

※運動場系は、A グラウンド、B グラウンド、多目的グラウンド等の屋外施設の利用者数を集計

図 2.8 スポーツ種類別の利用割合

(3) 稼働率

予約が必要な市内のスポーツ施設で、スポーツ種類別の稼働率（予約枠に対する利用された枠の割合）を図 2.9 に示します。体育館系のスポーツが約 8 割を推移しており最も多く、次いでテニス系の稼働率が大きくなっています。また、運動場系や野球場の稼働率は微増傾向にあり、約 4～5 割程度で推移しています。

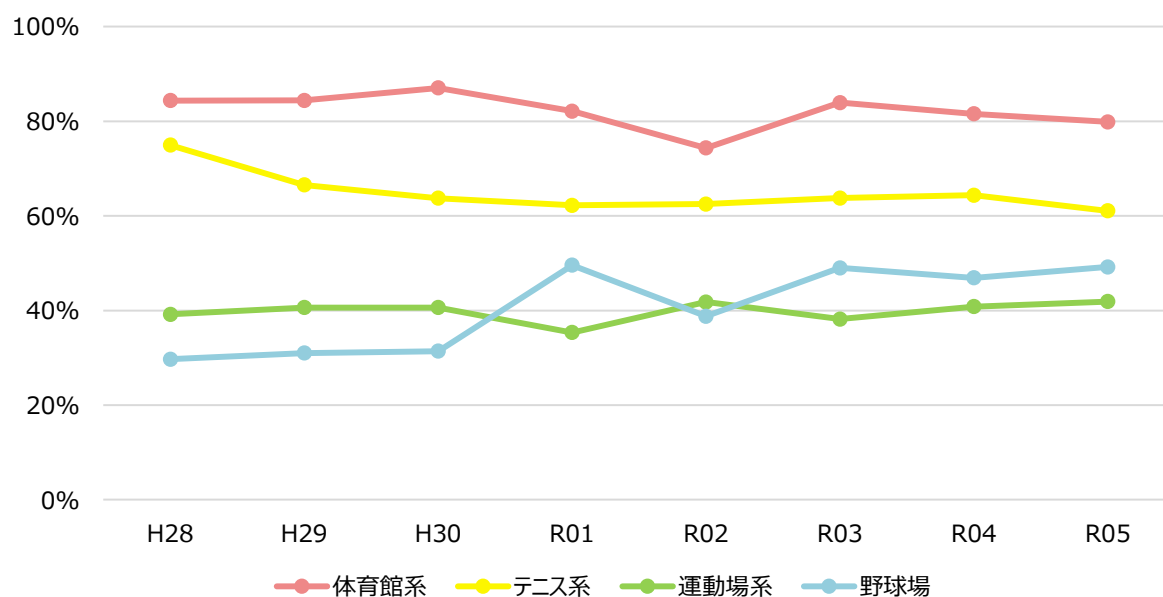


図 2.9 スポーツ種類別の稼働率

平日・休日別のスポーツ種類別の稼働率をみると、いずれの種別も休日の稼働率が高くなっています。運動場系や野球場の稼働率を経年的にみると、平日・休日ともに微増傾向にあります。特に、近年の休日の稼働率は70%を超えており、いずれの種別とも休日の予約が取りにくい状況が発生しています。

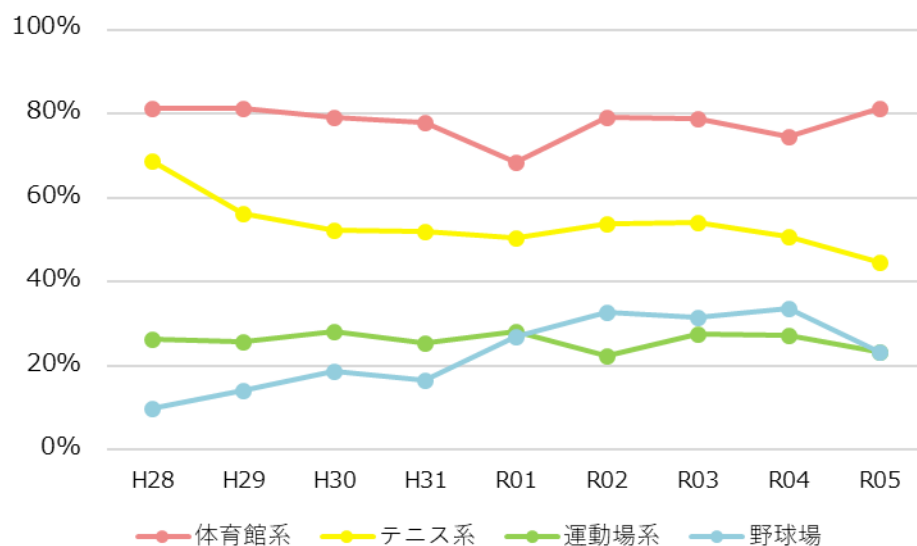


図 2.10 スポーツ種類別の稼働率（平日）

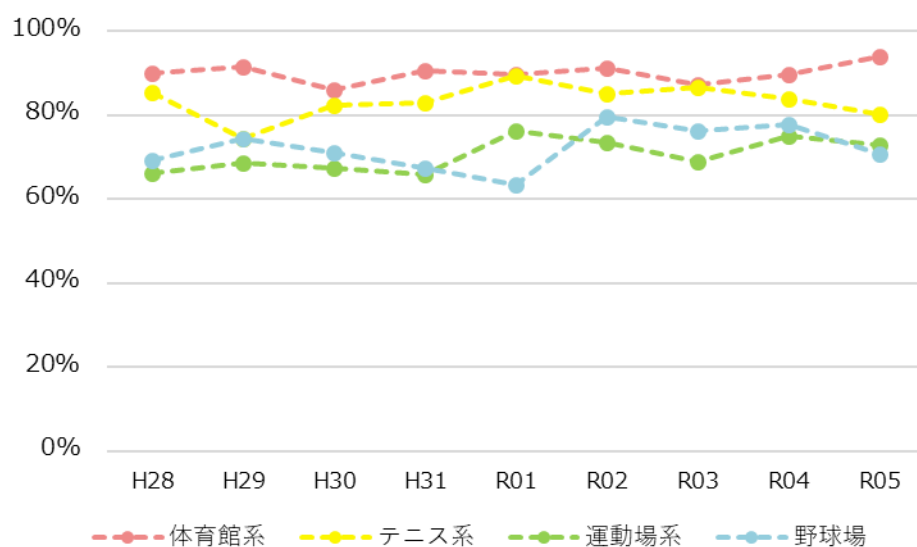


図 2.11 スポーツ種類別の稼働率（休日）

【参考：総合スポーツセンターの施設予約状況】

総合スポーツセンターの多目的グラウンド、野球場、テニスコートについて、抽選申込者数、当選数の調査結果（サンプル区間 R6.9月～11月）を表 2.2、抽選当選率・稼働率を表 2.3 に示す。

抽選申込は土日祝に集中しており、土日祝では、多目的グラウンドでは抽選申込数 432 件の内、162 件の当選（当選率 37.5%）、野球場では抽選申込数 103 件の内、40 件の当選（当選率 38.8%）、テニスコートでは、抽選申込数 458 件の内、272 件の当選（当選率 59.4%）となっている。稼働率としても、約 7 割以上の高い利用状況であることから、利用者の需要を十分に満たせていない状況が伺える。

表 2.2 総合スポーツセンターの抽選申込数および当選数

施設	抽選申込数			当選数		
	合計	平日	土日祝	合計	平日	土日祝
多目的グラウンド	459	27	432	186	24	162
野球場	105	2	103	42	2	40
テニスコート	470	12	458	281	9	272

表 2.3 総合スポーツセンターの抽選当選率・稼働率

施設	全申込	平日	土日祝
多目的グラウンド	40.5% (稼働率 62.5%)	88.9% (稼働率 49.8%)	37.5% (稼働率 87.6%)
野球場	40.0% (稼働率 49.2%)	100.0% (稼働率 33.8%)	38.8% (稼働率 77.7%)
テニスコート	59.8% (稼働率 40.6%)	75.0% (稼働率 27.1%)	59.4% (稼働率 69.1%)

2.3 市民のスポーツ施設に対するニーズ

本市のスポーツ施設のあり方や本公園に求められる機能などを幅広く把握するため、普段から施設を利用している市民、施設利用団体、高齢者や障がい者団体の意見を収集しました。

2.3.1 市民アンケート調査

(1) 実施概要

調査方法：本市の公式 LINE を活用し、アンケートへの回答をお願いするメッセージの送信、スポーツ施設へのチラシ掲載

調査期間：令和 6 年 9 月 17 日～令和 6 年 9 月 30 日

回収結果：1,725 件

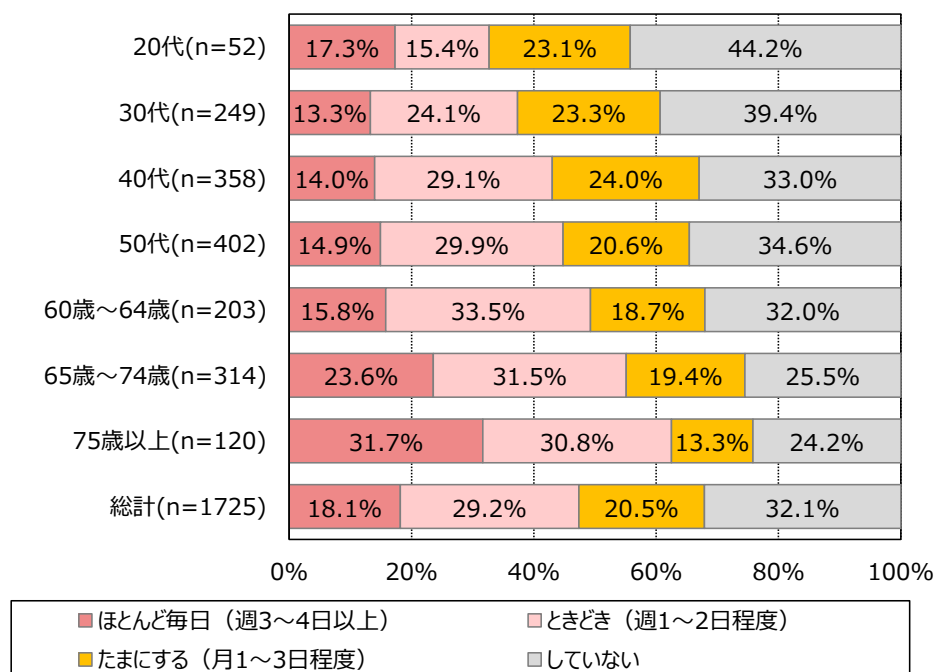
(2) 調査結果

1) 回答者の属性

- ・ 回答者のうち、65 歳以上の割合は約 25%であり、本市の高齢化率（約 26%）と概ね同等であった一方で、30 代以下の回答率が低い。
- ・ 性別に大きな偏りはみられなかった。
- ・ 回答者の約 98%が和泉市民であった。

2) スポーツに取り組む頻度

- ・ 全体で約 47%が週 1 日程度以上の頻度でスポーツに取り組んでいる。
- ・ 若年層ほどスポーツに取り組む頻度が少ない傾向にある。



※n≥10 の属性のみ掲載

図 2.12 スポーツに取り組む頻度（年代別）

3) 和泉市のスポーツ施設の利用

- 回答者の約 49%が和泉市のスポーツ施設を「利用したことがある」と回答した。

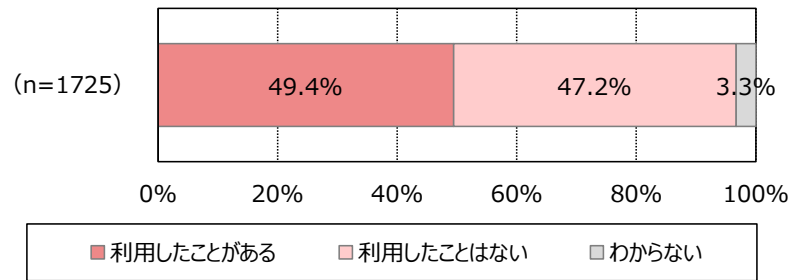


図 2.13 和泉市のスポーツ施設の利用有無

- 和泉市のスポーツ施設の利用頻度は、約 40%が「月に数日程度」以上の頻度で利用している。

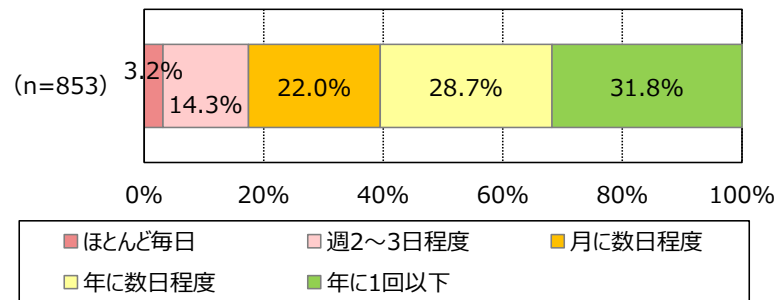


図 2.14 和泉市のスポーツ施設の利用頻度

4) 和泉市のスポーツ施設に対する満足度

- ・ 和泉市のスポーツ施設に対して、「非常に満足」または「満足」と回答した割合は約27%、「不満」または「非常に不満」と回答した割合は約29%である。
- ・ 全体的な満足度の向上には改善の余地がある状況と言える。
- ・ 満足している理由は「料金が手頃」が最も多い一方で、不満の理由には「施設が古い」や「設備が不足している」が挙げられている。

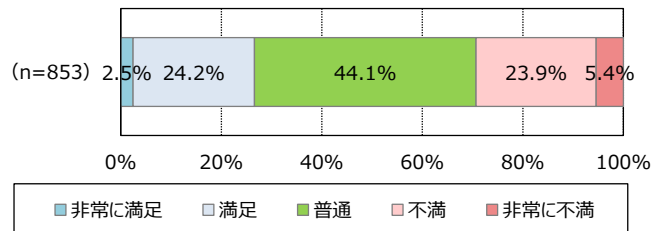


図 2.15 和泉市のスポーツ施設に対する満足度

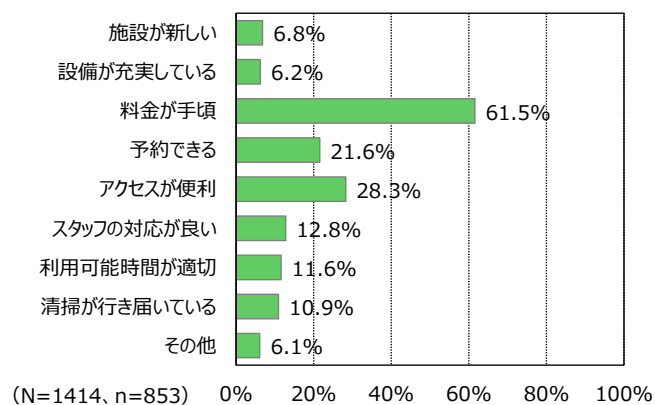


図 2.16 和泉市のスポーツ施設で満足な点

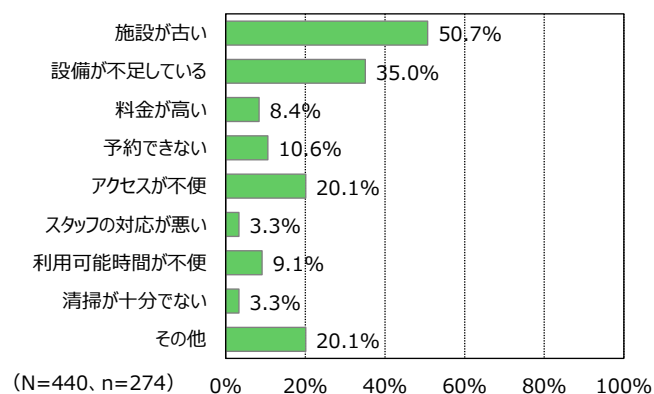


図 2.17 和泉市のスポーツ施設で不満な点

N : 回答総数 n : 回答者数

5) 和泉市をもっとスポーツの盛んなまちにするために不足しているもの

- ・ 和泉市をもっとスポーツの盛んなまちにするためには、「スポーツをするための施設の充実」、「子供の頃からスポーツに親しむことのできる環境」、「設備が整っているスポーツ施設」と回答した割合が多い。
- ・ 施設の整備や各施設の設備の充実を望む声が多い。

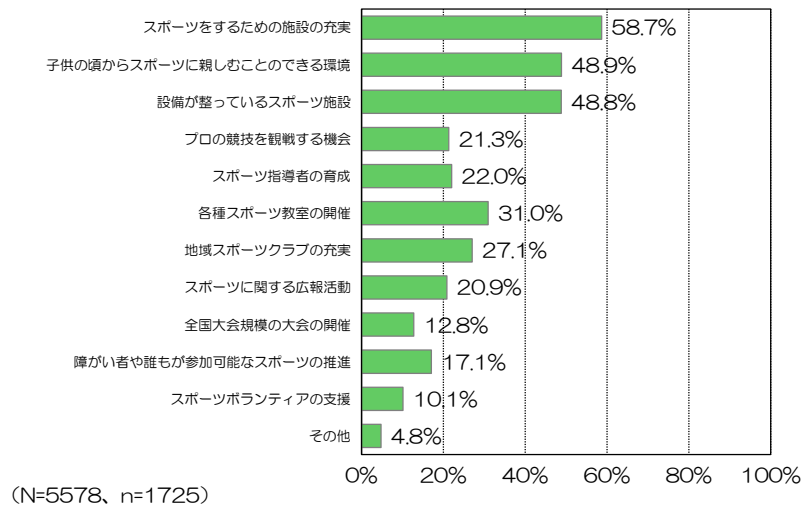


図 2.18 和泉市をもっとスポーツの盛んなまちにするために不足しているもの

6) 新しいスポーツ施設に求めるもの

- ・ 利用したいスポーツ施設は、屋外スポーツでは「ウォーキング・ランニングコース」が約 39%で最も多く、テニスコートをはじめとした、その他のスポーツにも一定程度のニーズがある。
- ・ 屋内スポーツでは「トレーニングジム」、「プール」、「フィットネススタジオ」が多い。

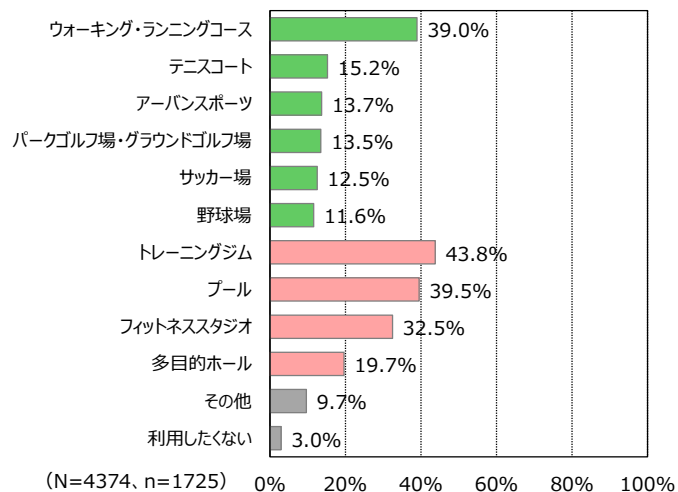


図 2.19 利用したいスポーツ施設

- ・ スポーツ施設以外に期待する機能は、「子どもから高齢者まで楽しめる施設」が約 63%で最も多く、次いで「災害時の避難所としての機能」が約 48%である。

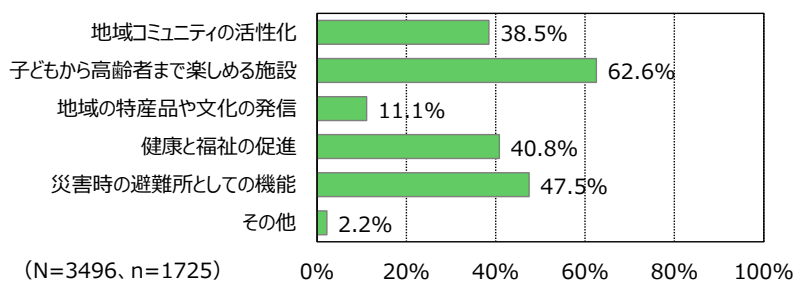


図 2.20 スポーツ施設以外に期待する機能

- ・ スポーツ施設に併設してほしい設備・サービスは、「駐車場」が約 74%で最も多い。次いで、「カフェ・レストラン」や「芝生広場」など、休憩施設の回答割合が大きい。

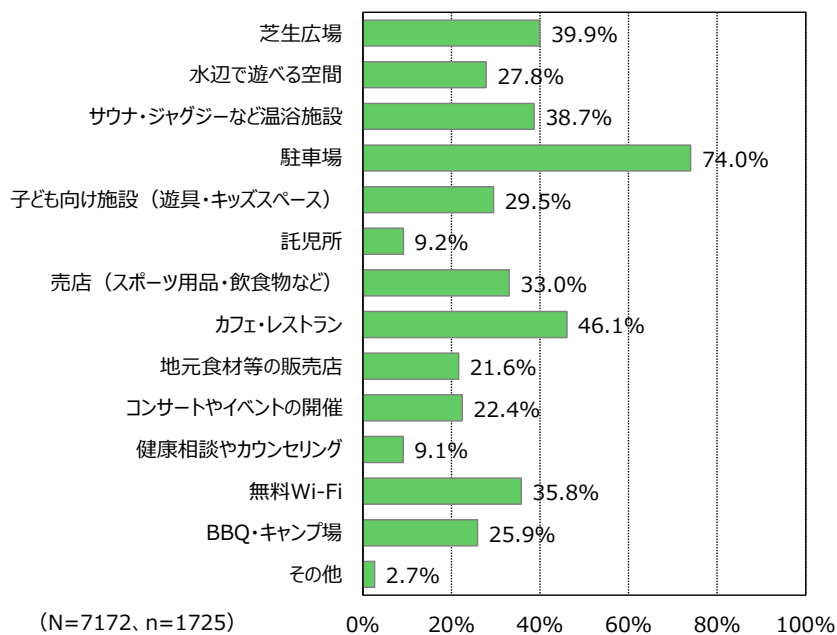


図 2.21 併設してほしい設備・サービス

2.3.2 施設利用団体アンケート調査

(1) 実施概要

本市のスポーツ施設を利用する団体を対象に、施設の利用状況や団体活動における課題、本公園に求めることなどを把握するためのアンケート調査を実施しました。

調査対象：和泉市体育協会 会員団体

調査期間：令和 6 年 10 月

回収結果：5 団体が回答

(2) 調査結果

施設利用団体アンケート調査の結果を表 2.4 に示します。

表 2.4 施設利用団体アンケート調査結果

■各団体の課題	
施設の老朽化	市内のスポーツ施設は設備の老朽化が進んでおり、特に空調設備がないこと、照明設備の劣化が活動に影響を与えている。
設備の不足	専用の競技スペースが限られているため、練習時間や試合会場の確保が難しい。シャワーや更衣室などの基本的な設備も不足している。
競技スペースの確保	利用可能な練習場所や試合会場の確保が十分にできていない。
■本公園に求めること	
多目的スペース	各競技が共存可能な多機能な施設の整備。
専用設備	各種目に対応した専用エリアやナイター設備。
利用者向け設備	更衣室やシャワー、観客席の設置。
駐車場の確保	乗用車だけでなく、マイクロバスや大型バスに対応したスペースの整備が必要。

2.3.3 高齢者団体ヒアリング調査

(1) 実施概要

本公園のニーズを高齢者の視点から把握するためのヒアリング調査を実施しました。

実施日：令和6年10月1日

参加者：和泉市老人クラブ連合会（連合会長、各校区会長など7名）

議 題：① 団体のスポーツに関する活動について

② 市の運動施設の利用について

③ （仮称）北部総合スポーツセンターについて

④ 自由意見交換



図 2.22 ヒアリングの様子

(2) 調査結果

高齢者団体ヒアリング調査の結果を表 2.5 に示します。

表 2.5 施設利用団体アンケート調査結果

■ 高齢者のスポーツ活動と施設利用	
スポーツ活動の現状	筋力トレーニングやウォーキング、ジョギング、グラウンドゴルフが主な活動であり、特に人気の高いグラウンドゴルフでは、地形を活かしたコースもよいと考える。
既存施設の利用	市内の施設は駐車場や交通アクセスに対する課題がある。高齢者にとってアクセスしやすい施設が望まれる。
■ 本公園に求めること	
多目的施設の整備	若年層から高齢者まで利用できる多目的グラウンド。テニス、サッカー、野球などさまざまなスポーツが行える場が理想的。
ランニング・ジョギングコース	自然環境と調和したコースの整備。信太山地域の地形を活かしたコース設計に期待する。
休憩施設の設置	熱中症対策の日陰やベンチが必要。
駐車場の確保	車での来場が多い高齢者に配慮した広い駐車スペースや、低料金で利用できる駐車場が必要。
■ その他	
運営管理の課題	予約システムの導入や、施設の運営を適切に管理するための組織体制が必要。
自然との調和	施設建設に際して、自然保護団体との連携や、自然環境を保護しながらの開発が必要。
交通アクセスの改善	公共交通の停留所の設置や、交通手段の確保が要望されている。

2.3.4 障がい者団体ヒアリング調査

(1) 実施概要

本公園のニーズを障がい者の視点から把握するためのヒアリング調査を実施しました。

実施時期：令和 6 年 10 月中旬

参 加 者：和泉市身体障がい者福祉会、和泉市聴力障害者福祉協会、
和泉市心身障がい児（者）手をつなぐ親の会、和泉市視覚障がい者福祉協会、
和泉市精神障がい者家族会（文書による）

(2) 調査結果

施設利用団体アンケート調査の結果を表 2.6 に示します。

表 2.6 施設利用団体アンケート調査結果

■障がい者のスポーツ活動と施設利用	
現状の活動	フライングディスク、サウンドテーブルテニス、グラウンドゴルフなど、障がいに応じたスポーツ活動を実施している。設備が充実している他市施設も利用している。
既存施設の課題	アクセスしづらく、設備も不足している。混雑しており障がい者の利用には危険。障がい者に適した施設が限られている。
■本公園に求めること	
バリアフリー	車椅子対応の多機能トイレ、段差のない動線、手話対応スタッフや音声案内の導入など、誰もが利用しやすい施設。
ケアスペース	医療機器の充電や医療ケアができる個室休憩スペースなど、障がい者に配慮した休憩施設が必要。
交通アクセス	公共交通や送迎バスの導入。自家用車がない場合でも施設を利用しやすくする工夫が必要。
■その他	
防災対策	災害時には車中泊をする障がい者が多い。車中泊用のスペースや、避難時の電源確保など、防災機能の強化が必要。
交流スペース	障がい者・健常者が交流できる場所づくりや、気軽に参加できるイベントの開催。自然を楽しむ要素も取り入れてほしい。

2.4 本市のスポーツ施設等に関する課題の抽出

前節までの調査結果に基づき、本市のスポーツ施設等に関する課題を抽出しました。その結果を以下に示します。

①スポーツ施設の現状と利用状況	
現状	・多様なスポーツ施設が市内に分布しており、市民の約半分が本市のスポーツ施設を利用したことがある。 ・新型コロナウイルス感染症拡大前の年間利用者数は 50 万人以上だったが、現在は回復傾向ながら拡大前の水準に達していない。 ・運動場や野球場の稼働率は約 4～5 割程度である一方で、土休日には予約が取れないという意見があがっている。 ・体育館やテニスコートの稼働率が高い一方で、若年層のスポーツ施設の利用頻度は低い。 ・利用者が高齢化している。 ・高齢者にはウォーキングやグラウンドゴルフが人気である。
課題	・若年層が関心を持つアーバンスポーツや新たな活動機会を提供する施設整備が必要。 ・特に土休日に予約が困難なスポーツ種別については、本公園で対応可能とすることで利用者の分散を図ることが必要。 ・多様なニーズに対応することで、全世代が利用しやすい環境の構築が必要。
キーワード	アーバンスポーツ、ウォーキング・ランニング、スポーツへの参加の促進

②施設の老朽化と設備不足への対応	
現状	・多くの施設が老朽化しており、空調や照明設備が不足している。 ・施設の老朽化や設備の不足を理由とした不満を持っている市民が多い。 ・現状のスポーツ施設では用途が限定的であり、競技スペースの不足やスポーツ以外で活用しづらい。 ・団体利用者から「競技スペースの不足」や「更衣室・シャワーの不足」が課題として挙げられている。 ・土曜休日は駐車場が不足する施設がある。
課題	・空調設備やナイター設備の整った施設の整備が必要。 ・スポーツだけでなく、イベントや地域交流の場となる多目的に利用できるスペースが必要。 ・一般利用者から競技団体まで多様なニーズに応えるため、競技専用の設備が必要。
キーワード	設備の充実、プロスポーツ、多目的スペース

③防災機能と地域交流を兼ね備えた地域全体に開かれた施設	
現状	・災害時の避難所機能等に関する市民からのニーズが高い。 ・高齢者や障がい者団体からは、「バリアフリー」や「交通アクセス改善」の要望が多い。 ・豊かな自然環境や地形を活かした施設への期待が高い。
課題	・マンホールトイレやかまどベンチ等、災害に対応した設備を備え、障がい者や高齢者をはじめ市民が安心して避難できる防災機能の検討が必要。 ・子供向け遊具や高齢者向け休憩施設、ランニングコース等を設け、世代を超えた利用環境の整備が必要。 ・自然や地形を活かし、景観を保護しつつ、ランニングコースや芝生広場など利用者が自然を感じられる施設設計が必要。
キーワード	防災機能、バリアフリー、地域交流、自然との調和

第3章 （仮称）北部総合スポーツ公園基本方針

3.1 計画地の現況・計画条件の整理

3.1.1 計画地の位置

本公園の計画地を図 3.1 に示します。計画地は和泉市北部に位置し、JR 阪和線 信太山駅から東南東に約 1.5km 離れた場所にあります。惣ヶ池を含む湿地帯や信太山丘陵里山自然公園、大阪市立信太山青少年野外活動センター、陸上自衛隊信太山駐屯地の演習林などに隣接しており、豊かな自然環境が特徴的なエリアです。



出典：国土地理院地図

図 3.1 計画地の位置図

3.1.2 周辺地形・自然環境

計画地およびその周辺の地形を図 3.2 に示します。計画地は起伏に富んだ地形を有しており、計画地内では約 10～20m の高低差が生じているほか、複数の貯水池が存在しています。本公園の整備にあたっては、大規模な地形造成が発生することが想定される一方で、自然由来の起伏を活用したスポーツ施設の整備や、自然環境の保全に配慮した施設配置計画を検討します。

また、計画地内にある惣ヶ池湿地は、希少な動植物の生態系が確認されている重要な区域であることから、これらを保全するよう努めてまいります。

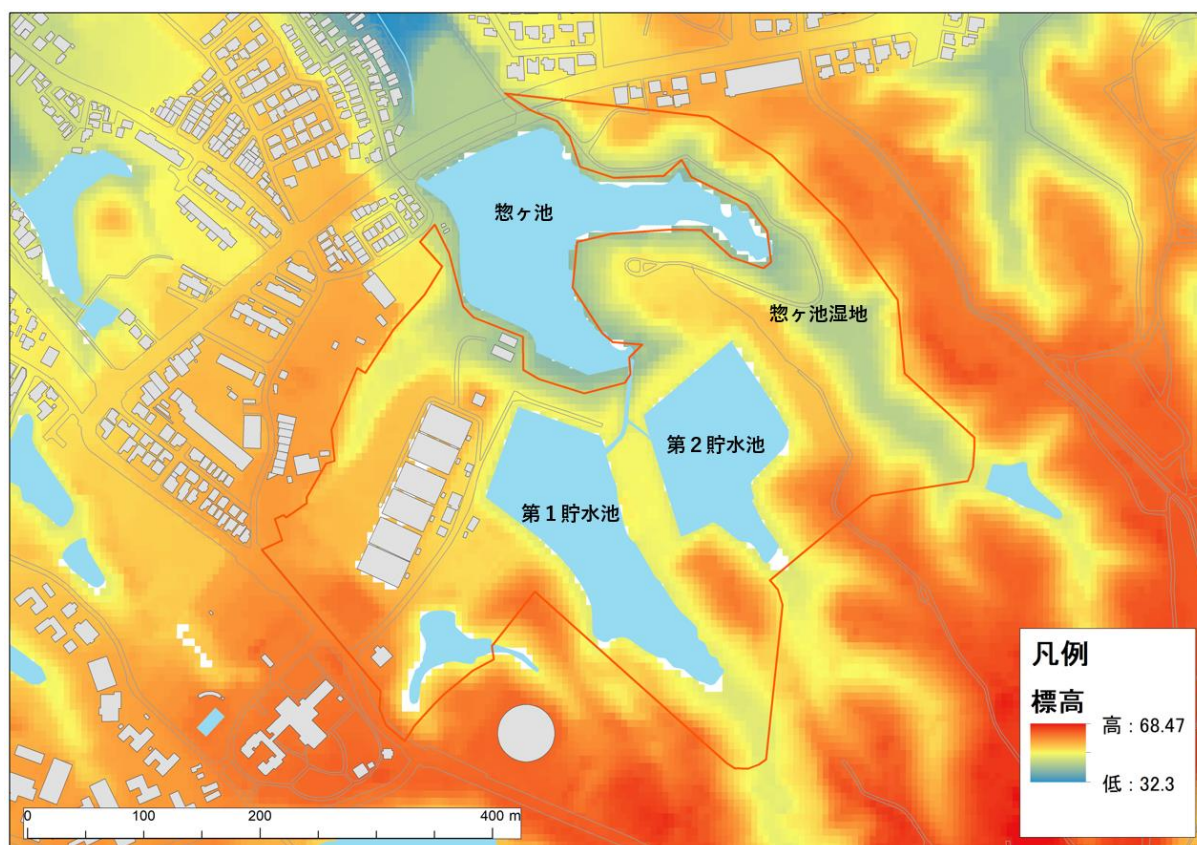


図 3.2 計画地周辺の標高

3.1.3 計画地の状況

計画地の状況を図 3.3 に示します。

(1) 用途地域

計画地の大部分が「市街化調整区域」、西側の一部が市街化区域で「第一種中高層住居専用地域」に指定されています。いずれも、容積率は 200%、建ぺい率は 60%に指定されています。

計画地の西側には、都市計画道路「池上下宮線」が計画されています。

(2) 接道状況

計画地の西側では幅員約 10mの道路と接しています。また、建築基準法上の道路ではないため、接道とはなりませんが、惣ヶ池の西側で幅員約 4.7mの道路と接しています。

(3) 貯水池の状況

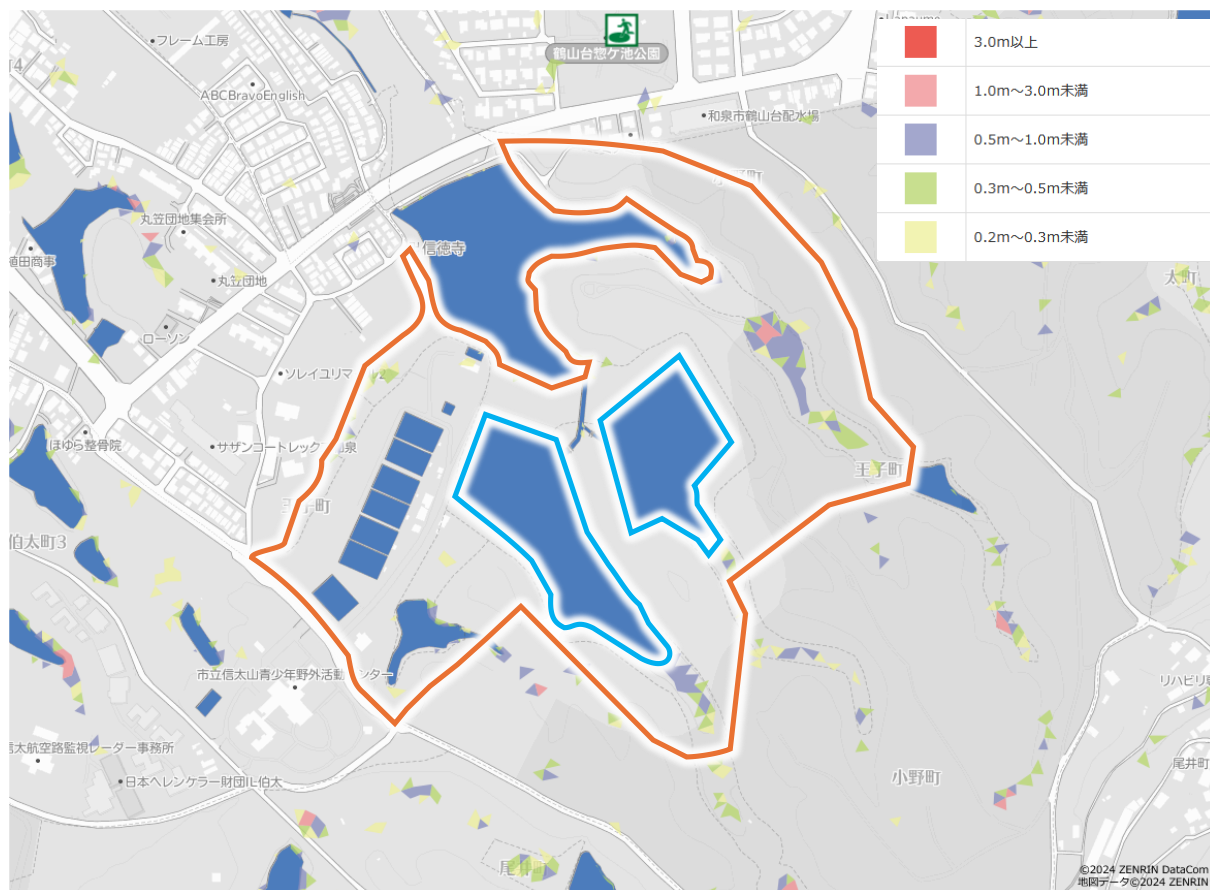
現在、計画地内には 2 つの貯水池を有しています。これらの扱いについては、近畿財務局とも協議の上、整備工事の経済性なども踏まえた検討が必要です。



図 3.3 計画地周辺の現況

3.1.4 災害ハザード

計画地では、洪水、高潮、津波による浸水は想定されていません。また、土砂災害警戒区域等にも指定されていません。一方で、計画地内の一部では最大で 1.0m から 3.0m の内水氾濫による浸水が想定されています。(図 3.4)



出典：和泉市ハザードマップ

図 3.4 浸水想定（内水氾濫）

3.2 （仮称）北部総合スポーツ公園がめざす方向性

3.2.1 基本コンセプト

市民へのアンケート等で得られた意見および計画地の状況を踏まえ、本公園の基本コンセプトを設定します。

【基本コンセプト】

「“人と人”、“人と自然” がつながる、スポーツとふれあいの拠点」

世代や障がいの有無にかかわらず、誰もが平等にスポーツを楽しみ、交流できる場を提供するとともに、地域特有の自然環境や周辺地域の住環境に配慮した、人や自然とのふれあいを大切にする施設を目指します。

3.2.2 整備方針

基本コンセプトの実現に向けて、本公園の整備方針を以下のように設定します。

(1) 方針１：多様な人々が集い、楽しむ、活気あふれる“スポーツの拠点”

- ・ 子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に利用できる施設づくりを検討します。
- ・ 多世代が交流し、新たな出会いとにぎわいが生まれる空間を形成します。
- ・ 競技のレベルを問わず多様なニーズに対応できる充実した施設を目指します。

(2) 方針２：自然とふれあい、豊かさを感じられる“憩いの空間”

- ・ 自然を感じられる空間で運動することで、心身ともに豊かになる施設づくりを推進します。
- ・ 地域特有の自然や生態系に触れ、くつろぎを感じられる環境を整備します。
- ・ 施設整備や運営において、自然環境への影響を最小限に抑える取組を推進し、地域と調和した環境づくりを目指します。

(3) 方針３：安全を守り、快適に利用できる“やすらぎのある施設”

- ・ 予約なしでも利用できる芝生広場やウォーキングコースで、心身ともに豊かになる施設づくりを推進します。
- ・ 施設利用者の安全確保や快適性の向上を図り、誰もが安心して利用できる施設づくりを推進します。
- ・ 渋滞や騒音、光害など、計画地周辺の住民に配慮した施設づくりに努めます。
- ・ 災害時の活用を想定した施設づくりや防災機能を有する設備の配置を検討します。

3.3 導入機能の設定

前項までに整理した基本コンセプト、整備方針に基づき、本公園の導入機能を設定しました。各導入機能の概要は以下に示すとおりです。

3.3.1 スポーツ施設

市民・団体等のニーズや既存スポーツ施設の稼働状況等を踏まえて、本公園に導入を予定するスポーツ施設は、下表に示すとおりです。

表 3.1 導入予定のスポーツ施設

施設名	対応種目	備考
野球場	硬式野球・軟式野球	観覧席、照明施設等
多目的広場	サッカー グラウンドゴルフ	観覧スペース、照明施設
テニスコート	硬式テニス 軟式テニス	観覧スペース、照明施設
3×3 コート	バスケットボール (3×3)	無料 予約なしを想定
スケートボード パーク	スケートボード	コンクリート舗装

3.3.2 広場

予約が必要なスポーツ施設以外にも、多様な利用が可能となるよう、芝生広場や園路を計画します。芝生広場には、遊具等を配置し、園路沿いには、日常的な健康増進を図るため、健康遊具を設置し、ウォーキング・ランニング等の利用と合わせて活用できるものを想定します。



図 3.5 自然に囲まれた広場のイメージ

3.3.3 遊歩道

信太山丘陵の豊かな自然・水辺空間を楽しめるよう、スポーツ施設や貯水池の周囲を周回できる散策路を設置します。また、一周約 900～1,100m のウォーキング・ランニングコースを設定します。

一般の利用者が利用しやすいよう、コース沿いには、ベンチや四阿等の休憩施設、健康遊具の設置等を検討します。



(出典：柳島スポーツ公園 HP)

図 3.6 ウォーキング・ランニングコースのイメージ

3.3.4 管理棟

本公園の施設管理・運営を担う管理事務所が入る施設です。トイレ、更衣室、シャワー室のほか、誰もが利用しやすいよう、多目的トイレや療養スペース等の設置を検討します。また、施設屋上部は、観覧者用に開放するなど、一般利用に配慮した設えとします。



図 3.7 管理棟のイメージ

3.3.5 民間収益施設

スポーツ利用者や観戦者だけでなく、一般市民等も利用しやすいよう、近畿財務局と協議の上、市道沿いに休憩・飲食等が可能な民間収益施設の設置を検討します。

3.3.6 駐車場

本計画地の各施設利用者のアクセスに必要となる駐車スペースを計画します。計画地内は高低差があるため、公園利用者の利便性を考慮し、駐車場を分散して設置する計画とします。

必要な駐車台数は、整備される施設を考慮して検討します。

表 3.2 参考：既存スポーツ施設の駐車場容量

No.	施設名	主な施設	駐車場容量
1	和泉市立光明池球技場	運動広場 2 面 テニスコート 4 面	68 台
2	和泉市立光明池緑地運動場	運動広場 2 面 テニスコート 4.5 面	40 台
3	惣ヶ池こどもグラウンド	野球場 1 面	—
4	和泉市総合スポーツセンター (関西トランスウェイスportsスタジアム)	多目的グラウンド 1 面 野球場 1 面 テニスコート 4 面	194 台
5	和泉市立市民体育館	体育館	60 台
6	和泉市立コミュニティ体育館	体育館	第 1 : 52 台 第 2 : 69 台
7	くすのき公園	テニスコート 2 面	24 台
8	槇尾川公園テニスコート	テニスコート 2 面	20 台
9	和泉市温水プール (サン燦プール)	水泳プール	62 台

3.3.7 調整池

大阪府調整池等流出抑制施設技術基準（平成 7 年 10 月）に基づき、開発面積が 1ha 以上かつ市街化調整区域内の場合、調整池の設置が必要となります。本公園の整備にあたっては、既存の第 2 貯水池を調整池として活用するなど適切な雨水排水処理を検討します。

3.4 ゾーニングの設定

表 3.3 に示す6タイプのゾーンを設定し、計画地の自然に富んだ高低差のある地形状況を踏まえて、図 3.8 に示すゾーニング案を設定しました。

フラットなサイトが必要となるスポーツゾーンは、計画地の中央部に分散して配置し、各スポーツゾーンにアクセスしやすいよう、その中央部にエントランスゾーンを設置します。駐車場ゾーンは、各スポーツゾーンへアクセスしやすいよう、3箇所分散して配置する計画とします。また、広場ゾーンやアーバンスポーツゾーンは、森林や水辺などの自然を楽しみながら活動できるよう、計画地内の奥手側の2箇所を想定します。

表 3.3 各ゾーニングの概要

No.	ゾーン名	概要	主な施設
1	スポーツゾーン	市内の施設利用率が高い野球、サッカー、テニス等の運動ができる屋外スポーツ施設、及びその観覧スペースを計画する。	野球場 1 面 多目的グラウンド 1 面 テニスコート 4 面
2	アーバンスポーツゾーン	市内で利用できる場所が少ないスケートボードや3×3などアーバンスポーツが可能な施設を計画する。	スケートパーク 3×3コート 2 面
3	広場ゾーン	予約等が不要で気軽に利用でき、多目的利用が可能な芝生広場や幅広い年齢層の子どもが利用できる大型遊具等を計画する。	多目的広場 大型遊具 等
4	エントランスゾーン	スポーツセンターの玄関にあたり、施設利用の受付機能・観覧機能を担う管理棟や車両が転回するロータリーを計画する。	エントランス広場 管理棟 ロータリー
5	駐車場ゾーン	公園利用者用の駐車場を計画する。計画地内は高低差があり、公園利用者の利便性を考慮し、駐車スペースを分散して設置する。	一般車駐車場 障がい者用駐車場 大型車用駐車場
6	自然ゾーン	惣ヶ池湿地の貴重な湿原環境や湿原性植物を保全するとともに、その周囲の二次林の保全を行います。	惣ヶ池湿地

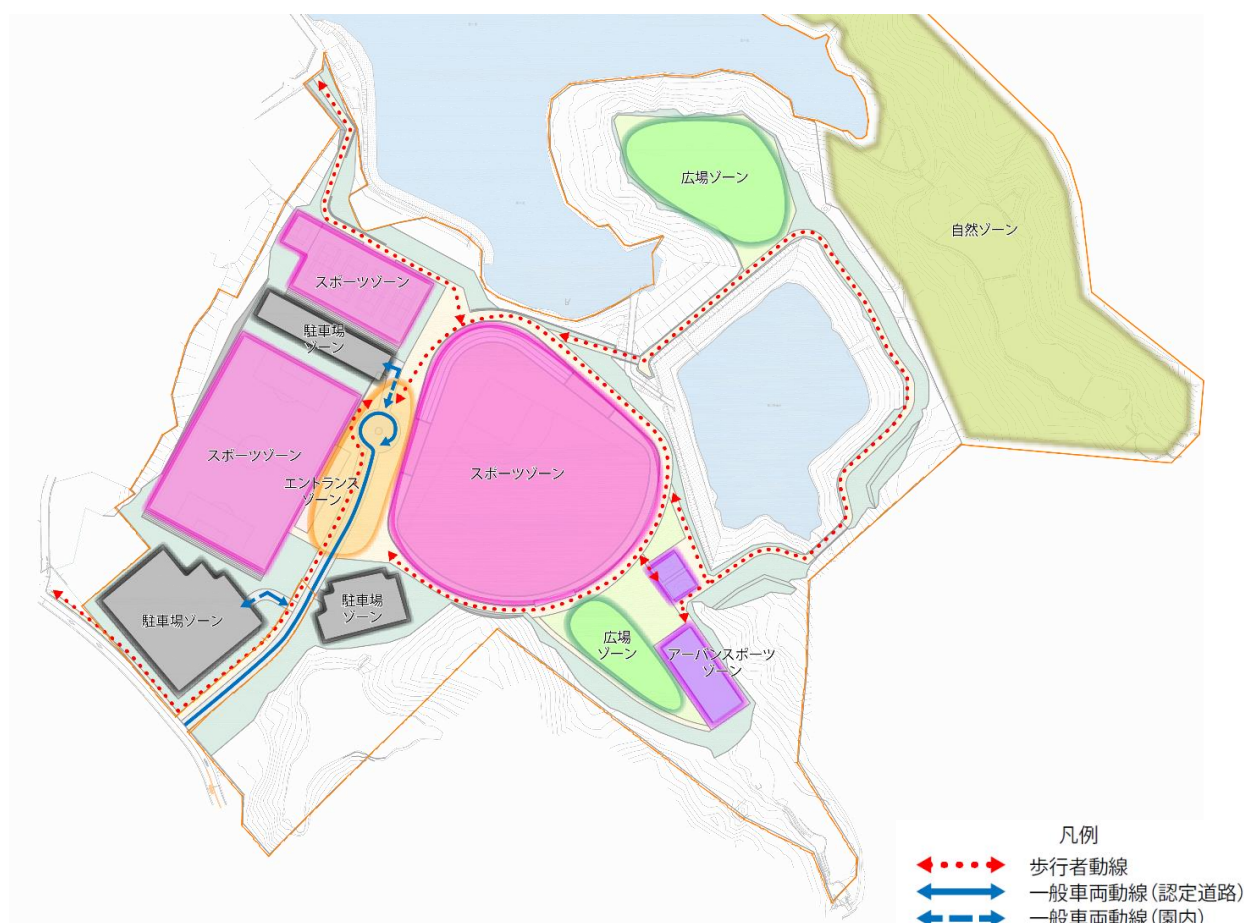


図 3.8 ゾーニング案

第4章 基本構想の実現に向けて

4.1 概算事業費

設定したゾーニング案に対して、今後、施設整備費（イニシャルコスト）、運用費用（ランニングコスト）、及び財源確保について検討していきます。

4.1.1 施設整備費

施設整備費について、運動施設、公園施設やスポーツ施設の整備面積等を考慮すると、約 55～60 億円程度と想定します。ただし、施設整備費は建設資材価格や建設労務費等の状況により、変動する場合があります。

4.1.2 運用費用

施設整備後の運用費用について、和泉市内のその他のスポーツ施設の運営状況を参考に、本公園の面積規模を考慮すると、年間約 6～7 千万円程度（内、利用料金収入等で賄えるのは 4～5 千万円程度）と想定されます。

4.1.3 財源確保

施設整備にかかる財源は、学校施設環境改善交付金など国の交付金や補助金等の活用を検討し、残りの事業費については地方債等の活用を検討します。

表 4.1 スポーツ施設整備等に関連する補助金一覧（令和 7 年度時点）

補助金等	所管	補助対象等
学校施設環境改善交付金	文部科学省	地方公共団体が行う地域の身近な公共スポーツ施設等の整備（地域スポーツセンターや地域屋外スポーツセンターの新改築事業 等）を支援 補助率：3 分の 1
新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）	内閣府	地方公共団体の地方創生に資する地域独自の取組を支援するもので、ソフト事業及びハード事業（拠点整備事業、インフラ整備事業）を一体的に支援 補助率：2 分の 1
民間資金等活用事業調査費補助事業	内閣府	公共施設等運営事業等（PPP／PFI 事業）の導入に係る検討に要する調査委託費を支援（導入可能性調査、デューデシリジェンス、その他導入に必要な検討） 補助率：全額（上限：原則 10,000 千円）
民生安定助成事業	防衛省	地方公共団体が行う民生安定施設（一般住民の学習、休養等に供する施設、公園、緑地その他の公共空地）の整備について、計画作成や用地取得、施設整備を支援 補助率（屋外運動場の場合） ：10 分の 5（土地取得）、3 分の 2（施設整備）

補助金等	所管	補助対象等
社会資本整備総合交付金（都市公園事業）	国土交通省	地方公共団体が行う都市公園の整備について用地取得や公園施設（運動施設等も含まれる）の整備を支援 補助率：3分の1（用地取得）、2分の1（施設整備）
社会資本整備総合交付金（官民連携型公園計画策定調査）	国土交通省	官民連携による公園の整備・管理運営を推進するための調査を支援（官民連携の事前調査としてのデータ収集分析、マーケットサウンディング調査、PPP/PFI 事業の実施方針策定、事業者公募資料の検討 等） 補助率：2分の1
社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	国土交通省	市町村が作成する都市再生整備計画に基づき実施される事業（公園整備に関する事業も含まれる）を支援 補助率：40%
官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業	国土交通省	民間の事業活動計画と一体となって推進する事業のうち、地方公共団体が行うインフラ整備の事業化検討を支援（概略設計、基礎データ収集、整備効果検討 等） 補助率：2分の1
先導的官民連携支援事業	国土交通省	先導的な官民連携事業の導入や実施に向けた検討のための調査や、導入判断等に必要な情報の整備等のための調査に係る調査委託費を支援 補助率：全額（上限：原則 20,000 千円）
スポーツ振興くじ助成金（地域スポーツ施設整備助成）	日本スポーツ振興センター	地方公共団体が行う地域の身近なスポーツ施設の整備を支援（スポーツ施設等整備事業※1、PPP/PFI 導入のためのアドバイザー活用事業※2 等） 補助率：3分の2（※1）、2分の1（※2）

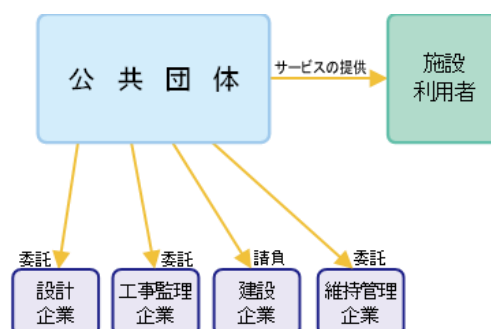
4.2 事業手法

民間活力を導入する事業手法は、維持管理・運営の主体や民間資金活用の有無などにより、DB方式、DBO方式、PFI方式の手法が想定されます。

事業手法は、基本計画の検討と併せて、和泉市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程に従って、整備・管理運営事業の事業手法について検討を行い、最適な事業手法を検討します。

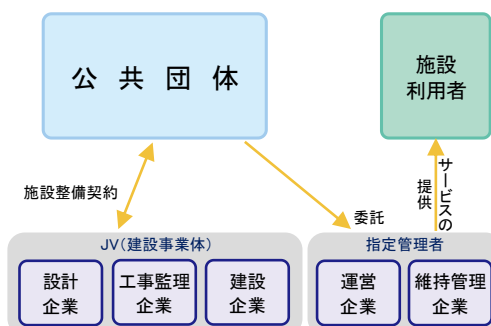
● 従来方式

公共が起債や交付金等により資金調達し、設計・建設、維持管理について、業務ごとに仕様を定めて民間事業者個別に発注等を行う手法。施設の運営は市が直接実施する。



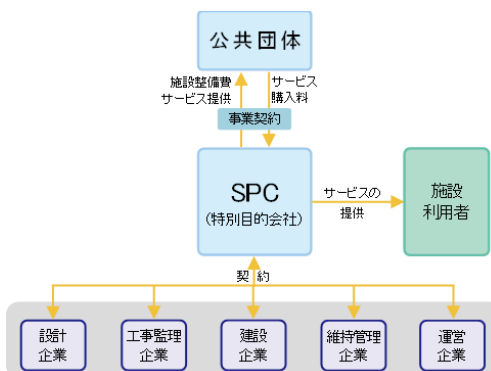
● DB方式+指定管理

公共が起債や交付金等により資金調達し、設計・建設を包括的に民間事業者に委託する手法。維持管理、運営は指定管理者制度を導入し、民間事業者に委託することも考えられる。



● DBO方式

公共が起債や交付金等により資金調達し、設計・建設・維持管理・運営の各業務を長期契約として、一括で民間事業者に性能発注する手法。



● PFI方式

民間事業者が自ら資金調達し、設計・建設・維持管理・運営の各業務を長期契約として、一括で性能発注により行う手法。施設の所有権の移転時期により、複数種類がある。

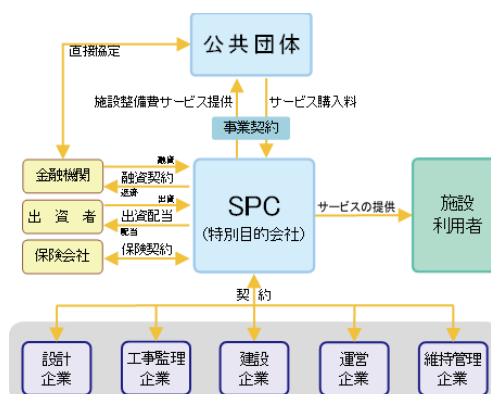


表 4.2 公共と民間事業者の役割

手法	資金調達	業務			施設の所有	
		設計・建設	維持管理	運営	運営中	事業終了後
従来手法	公共	公共	公共	公共	公共	公共
DB 方式 + 指定管理	公共	公共	民間 (指定管理)	民間 (指定管理)	公共	公共
DBO 方式	公共	民間	民間	民間	公共	公共
PFI 方式	民間	民間	民間	民間	公共 民間	公共

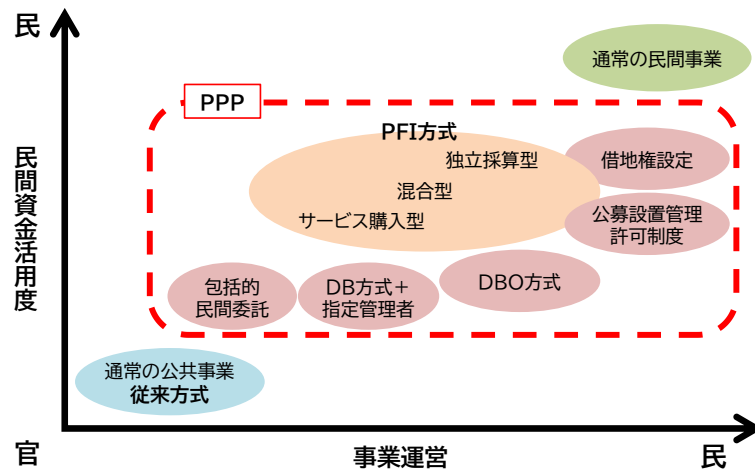


図 4.1 PPP/PFI 事業の分類イメージ

4.3 事業スケジュール

民間活力を導入した施設整備を進める場合として、想定する主な事業スケジュールは、以下に示すとおりです。ただし、採用する事業手法や事業の進捗状況に応じて、スケジュールは見直す場合があります。

表 4.3 想定する事業スケジュール

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)	...
	基本構想 の策定	・基本計画 ・PFI導入可能性 調査	民間事業者 公募								
					民間事業者による事業実施						
					基本設計・実施設計		整備工事			施設オープン・ 運営管理開始	

※ 採用する事業手法や事業の進捗状況に応じて、スケジュールは見直す場合があります。

4.4 関係法令の整理

4.4.1 都市計画法

- ・ 計画地の大部分は市街化調整区域に指定されています。
- ・ 法第 29 条第 1 項第 3 号の規定により、本公園が適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物（以下「公益上必要な建築物」という）に該当する場合、開発許可を要しません。
- ・ ただし、民間収益施設と一体で開発する場合、当該施設は法第 29 条第 1 項第 3 号における「公益上必要な建築物」に該当しないため、開発許可が必要となります。なお、市街化調整区域における開発許可にあたっては法第 33 条（技術基準）及び法第 34 条（立地基準）を満足する必要があります。

4.4.2 建築基準法

- ・ 整備予定の施設に観覧席を設置する場合、当該建築物は法第 2 条第 1 項第 2 号で定められている特殊建築物（観覧場）に該当します。
- ・ 計画地の敷地は、法第 42 条 1 項 1 号で規定される道路に接している必要があります。
- ・ 屋外観覧席を有する施設を含む敷地は、その周長の 6 分の 1 以上を客席の床面積に応じた幅員の道路に接している必要があります。（和泉市建築基準法施行条例第 64 条）
- ・ 観覧場の設置にあたっては、和泉市建築基準法施行条例第 4 章第 5 節及び第 5 章に留意が必要です。

4.4.3 宅地造成及び特定盛土等規制法

- ・ 市内全域が宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく「宅地造成等工事規制区域」に指定されています。
- ・ 本公園は、同法施行令第 2 条に規定される公共の用に供する施設であるため、法第 2 条第 1 項第 1 号で定められている宅地には該当しません。
- ・ 法第 2 条第 1 項第 2 号で定められている宅地造成に該当しないため、造成工事には許可を要しません。

4.4.4 道路法

- ・ 計画地内に新たに整備する道路は市道認定を受ける必要があるため、法に基づく道路の整備が必要となります。

4.4.5 その他法令

- ・ 景観法・和泉市景観条例
- ・ 消防法
- ・ 野外広告物法・大阪府野外広告物条例
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ その他